

平成19年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成19年3月15日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第23号 平成19年度御宿町一般会計予算
日程第 2 発議第 1号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 発議第 2号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
教育長	岩村實君	総務課長	吉野健夫君
企画財政課長	瀧口和廣君	産業観光課長	藤原勇君
教育課長	田中とよ子君	税務会計課長	木原政吉君
建設環境課長	井上秀樹君	住民水道課長	米本清司君

保健福祉課長 氏 原 憲 二 君

事務局職員出席者

事務局長 多 賀 孝 雄 君 係 長 市 原 茂 君

開議の宣告

議長（伊藤博明君） みなさん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議案第23号の質疑、討論、採決

議長（伊藤博明君） 日程第1、議案第23号 平成19年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、去る3月7日に提案理由の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

13番、貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 予算について、2、3お聞きしたいと思います。

まず、予算案を見た中で、各課共通しておりますけれども、委託料ですね。委託料については、説明の欄においての決定しているもの、継続で委託している3年契約で幾らと、1年、1年幾らですよというものもあるかと思えます。それについての金額事由が示されていないということで、課によっては、やはりかなりの高額の委託料が支払われているというのが目につきました。よって、それはあらかじめ入札とか、あるいは契約等によって町の概略予算がこれでは公平な契約ができないというような事情もあろうかと思えますけれども、せめてわかっているものについては、あるいは契約料金を記入していただくと、わかりやすいのではないかというふうに、ちょっと気づきました。近年特に法律や条例等が改正になって、電算委託、要するに2、3年になるとまた変わった新しいソフトをつくらなければならないとか、そういうのでかなりの金額が支払われているというのが目立つわけなんですけれども、こういうものについては、工夫をして少なくともコストを下げられるようなことができないのかなと。かなりの職員の皆さんは勉強されて、電算についても、その他についても高度な技術を身につけているというふうな、私は思いがしておるんでその辺の改革というか、そういうものがやはり行政改

革の一端になるのかなというふうに思われます。よって、総体的に、委託料のあり方、あるいは、委託料として挙げてある中で、2、3その内容をご説明していただければなというふうに思います。

それと、教育課長にお聞きします。

昨年、中学生の海外派遣事業が募集者が少なくて中止したと、そして、その理由は、やはり個人負担がかなりウェートを占めていると。これは、私の経験からして、若いうちに外国へ行って見聞を広げるということは、成長してから非常に勉強になるというか、その人の人生を非常に幅広いものにするというような考えを持っております。よって、今年の予算が上げられていますけれども、私は、去年のことを反省して、個人負担を少しでも安くして、この事業を御宿の教育の目玉として、ほかの町村にない教育のあり方として続けてほしいなど。そのためには、やはり予算の関係もあるでしょうけれども、私は、そういう位置づけの中で、ぜひ予算をもう少し町の方から支出して、個人負担を軽くして予定している人数が常にその事業に参加できるような方法をとってもらえないかと。

それと、外国人教師を呼んで、500万円以上のお金を支払って、お願いしているわけですが、その教育成果というものについて、結果がどうですよ、こうですよではないんですけれども、ある程度、英語検定の4級、5級、3級、2級というような卒業までにとるという形の中で、この辺の要するに3級までは最低でも多くの方が取っていただくと、その成果があるんですよというような認識があるのか、あるいは、あくまでもこれは、英語になじんでもらうための、語学になじんでもらうための教育だというふうに思っておるのか、その辺をできれば近隣のそういう制度をとって教育しているところと比較した場合に御宿はどのくらいなのかなということをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

あと、農林水産の方で、この非常にイノシシだとか、鹿だとか、猿とか、いろんな被害が近年多発して、その駆除対策としてかなり町も予算を追加してやっておるわけですが、この被害防止の電気駆除するその施設というのは、去年、確か聞いたところによりますと、申し出があった農家の人に対しては町の方で負担して、個人負担もお願いしながらやっていますということは聞いたような記憶があるんですけれども、今年もこの予算の基本項目の中にある185万9,000円ですか、このくらいの予算でほぼ御宿の区域をカバーできるのかどうか、その辺もひとつお聞かせ願いたいなというふうに思います。

あとは、観光課の観光委託の政策についても、これは要するに委託料の中の企画作成委託なんですけれども、イベントだと思うんですね。従来やっておるイベントの費用もここに含まれ

ていると思います。よって、一応、町としてはこういうイベントを予定しております。その中で早く言って、今年町民の花火大会を昨年は予算の都合で、町が支援できなかったと。町民の実行委員会を立ち上げていただいて行ったということで、今年は、せめて事務費ぐらい町が負担しているのかどうか、その辺もお聞きしたいなというふうに思います。

あと、今、総体的に申し上げた委託料のわかる範囲内で結構ですから、各課、ご説明していただければ幸いというふうに思います。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 委託料の節の説明の欄に金額ということでございますけれども、基本的には、委託料及び工事請負費というものは、競争性があるものですから、金額を明示していないというもので取り扱っているところです。

なお、予算書をよく閲覧に来るんですけども、その傾向を見ますと、そのような業界の方が予算書の閲覧に来るのが現状でございます。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 委託料でございますけれども、従前からご指摘をいただいているところでございますけれども、委託料で今年度は対前年度比で930万円の減ということでございます。

あと、電算システムの方で今年度5,900万円ということでございますけれども、これにつきましては、法律改正に基づいてのシステムの改修がございました。いずれにいたしましても、今後は内容を精査いたしまして、十分、増えることのないように努力をしていきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） まず1点目の海外派遣の件ですが、昨年、15名予定しまして、実際に申請が出たのが6名。最低、10名以下であれば実施しないということで、昨年は中止をさせていただきました。

そのときに、今後は、このまま中止でいいのではないかと判断したんですが、学校側と協議をした中で、もう1年チャンスを与えて欲しいという話がありまして、同じ条件で今年は予算組みをさせていただきます。

その中で、平成17年度までは申請者全員を連れて行きましょうということで、目的意識がち

よっと欠けていた部分がありましたので、はっきり目的を作文に書かせて、その中でこの事業を実施しようという方針を立てたことも、減った要因であります。確かに、町の補助がなくなったことで親の負担が大きいということも原因ですが、目的を持って行きたいという子供さんは、6名であったと。今年、募集をして、もし足りないのであれば、3年生、去年申請をした子供も対象にしましょうということで学校側と話し合いをしております。その分を予算計上させていただいています。

2点目の外国青年の招致事業についてなんですが、これは外国人の英語とふれあうことによって、語学の向上に努める、また、国際感覚を育成するということから始めている事業なんですが、現状で、今、御宿町には中学生の授業を主にやっております。そのほかに、英語に親しむということから、保育所の園児から小学生、それと生涯学習として公民館でやっています英語教室、それらを受け入れて、外国青年が出向いて行って、英会話をしているという状況です。

で、他町の状況ということなんですが、他町は子供から大人までという、そういった対象まで広げることができないということから、御宿町にとっては大変広範囲に英会話を親しむ、外国人と親しむチャンスをつくっていると考えています。

実績ということなんですが、今年度の英語検定、中学生準2級が1名、3級が11名、4級が8名、5級が1名という21名が検定で合格をしています。そのうち、3年生が53名中15名受かっているという状況で、成果は出ているというようにとらえています。ただ、他町と比べることは、現在、調査しておりません。

議長（伊藤博明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、イノシシ被害防止対策補助についてご説明いたします。

まず、この事業につきましては、平成17年度から行いまして、17年度が、簡易の電気さくが約8.7キロメートル。物理さくが14.5キロメートル。18年度電気さくが11.8キロメートル、物理さくが12キロメートルを設置しております。また、今年の予算の内容としては、電気さくを約7.1キロメートル、物理さくを1.5キロメートルを予定しております。これにつきましては、今月中に各農家に対して、希望を取りまして事業を行っていきたいと考えています。

またこれで、すべての御宿町の防御が終わるかという質問ですが、これにつきましては、やはり、予算の都合がございますので、今後とも予算が続く限り、事業の実施を検討していきたいと考えております。

続きまして、観光イベントの委託内容につきましては、ご説明いたします。

まず、今年度につきましては、お魚ウィークスとして132万円、夏物語、110万円、花火大会、

これは事務費として50万円、ビーチバレーとして80万円、ライフセービング大会として50万円、伊勢海老祭りとして50万円、駅からハイキングとして15万円、イルミネーションとして40万円、渚の火祭りとして173万円、合計で700万円を予定しております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 13番、貝塚君。

13番（貝塚嘉軼君） 今、財政企画課長から総体的にそういう事情があるということで、明細については控えさせていただいておりますということでありますので、それはそれで、了解いたしました。電算システムについてもできるだけ努力をしていただいて、経費の節減に努めていただきたいなというふうに思います。

それと、外国人となじんでいただくということ、これはやはり大事なことで、英語となじむということも保育園の小さな子供からそういうことは非常によろしいと、また、ありがたいことだというふうに思います。ただ、私はこの中学生の海外事業については、先ほども言ったように、やはり御宿の特徴ある教育ということの中で、ぜひ、確かにその生徒が自分でこういう経験をしてみたい、外国に行ってこういうことを学んでみたいということを持った子を連れて行ってあげるということは大事なことだというふうに思います。しかし、できれば多くの子たちに体験させてあげたい。そういうふうな思いがあります。どうか、そういう思いのある人もいるということで、今後の事業については検討していただきたいなというふうに思います。

一つ、これは保育所の関係で事前に聞いておりますけれども、3歳児以上が今度は、4月から御宿保育所の方に統合されるというか、3歳児以上は御宿保育所ですよということになるということで、いわば地区の人たちにしてみれば遠くなり、園児の送り迎え、その他についていろいろと不便もあり、便利もありというふうなんでしょうけれども、駐車場の問題については確保しましたということを知って安心しているところなんですけれども、こういうことにあたって、職員の増員というものがあるだろうと思います。これは、増やすのか、あるいは今よりも減って余剰人員をどこかのポストでお願いするとか、そういうようなことがあるのかどうか、ひとつ、お聞かせ願いたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 保育所の職員の配置でありますけれども、19年度の入所の児童数を申し上げますと、岩和田保育所が17名、3歳未満児であります。御宿保育所の方が139名ということで、総体的には御宿が39名、4月時点では昨年より増えると。それから、岩和田

につきましては、およそ32名数が減るとい形になります。

18年度の配置数で申し上げますと、岩和田が7名、御宿保育所が8名ということで、合計15名の配置をしたところであります。この配置に当りましては、児童福祉法の最低基準というものが省令で示されておりますので、それに基づきまして配置をしておりますが、その中で、最近問題行動を抱えるお子さんが多くなってきているという実情がございますので、その分は配置させていただくということで、今年につきましては、まだ面接が終わったばかりで、実際の保育に入っておりませんので、現在の計画数で申し上げますと、岩和田が昨年より2名減の5名体制で考えております。また、御宿が1名増の9名体制ということで考えておりまして、1名今のところ、余剰という形になりますが、これは放課後児童クラブ、また、児童館の方に配置できればなということで今のところ計画しておりますが、実際、4月以降、どのような問題事項を抱えているお子さんがいらっしゃるのかということは、一月くらい生活をしてみないことには判断ができないということもございますので、その辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 13番、貝塚君。

13番（貝塚嘉軼君） よくわかりました。非常に厳しい財政の中で、これだけの予算を組まれて、一般的に全国津々浦々、第2の夕張というような言葉が常に聞かれます。御宿の財政もこのままいくと平成22年には起債がピークに達するというところで、一部、収入支出の関係で、支出がオーバーするというような状況が見受けられるという思いをするわけですがけれども、ぜひ、そういうことのないように、この予算をしたから、100%使い切るということではなしに、あくまでも予定であるという中で、これを少しでも少なくして、大きな成果を得るということに努力してもらえれば、立派な予算かなというふうに思います。どうか、そういう考えで町長を長として、この19年度を町民の生活の向上という、安心安全を心に刻み、運営していただけたら幸いだなというふうに思います。

これで私の質問は終わります。

議長（伊藤博明君） 12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 浅野です。おはようございます。

何点か申し上げます。

一つは、47ページ、大変細かいことなんですけれども、私のわからないことがございます。一番上の方の負担金補助及び交付金の1万円の要約筆記研究集会って、これ聞きなれない言葉なんで、この予算の性質上、点字が速記かなんかの研究会かなという気もするんですけれども、

ごく単純で結構です。こういうものだということでお話しいただきたいと思います。

次に、教育予算の方でございます。今年に入りまして、耐震の検査等で大変不安な状況ができ、それに伴って切羽詰ったところで予算の組み替えをなされたのだと思います。この方向転換については、私は正解だろうと思ってございます。何が何でも最初の予定どおりやらなければいけないというものではございません。こういう社会情勢がどんどん動く時期でございますので、3年前、あるいは5年前の公約なんていうのははっきりと守らなくていいと私は思っている次第でございます。

そういう中で、予算の組み替え、これは本当に時宜に合ったものであるかなと思いますけれども、ただ、その後に残っている中学校の体育施設の建設というのもこれも決しておろそかにはできないものであるかと思えます。そういう中で、先日行われました全員協議会、それと、今回の定例会を通しまして、このあと、中学校の屋内体育施設については、大体いつごろ目安のかなという面が非常にあいまいなところがございますので、それこそ公約ではございませんけれども、ぴったりぴったりではなくて結構ですので、現在のところ、こういう時期を見込んでいられるよという、現在の時点のお話をさせていただければ有難いかなと思います。

もう1点です。そういうようなわけで、非常にあわただしい中で予算の組み替えが多分行われたのであろうかなと思います。そういう中で、今の中学校の体育施設の建設にも兼ね合ってまいりますけれども、来年あたり、体育施設ができた、その後にグラウンド等の設計整備もきちんとするよという一つの目安がございました。この点につきましても非常にあいまいになってくると。少なくとも2年、3年の立ち遅れがくるだろうと思われまます。今の状態の、仮設とも言えないグラウンドの状況で3年、5年を過ごすというのは、それこそ、先ほど貝塚議員の海外研修ではないですけれども、御宿町のこれから巣立っていく子供たちのために大きなマイナス、言い換えれば、溝をつくる年代をつくってしまうということにもなりかねませんので、私はやはり今回の一般会計には盛り込めなかった、これはしょうがない。ですけれども、グラウンドの整備ですとか、最低限の体育施設として屋外で整備をしなければならない分、これにつきましては、町長さんをお願いします、企画財政の課長さんにもお願いします、教育課にもお願いします、ほかの方、皆さんにもお願いしますけれども、できるだけ早い段階で財源の手当をしていただきまして、補正予算を組んで、あるいは専決事項でも結構だと思いますので、1日も早く子供たちの活動がスムーズにできるような整備をしていただきたいなと思います。これにつきましては、できれば明快なお答えを頂戴したいなと、そのように思います。これは政策的なものもございませぬので、教育課の課長でなくて結構です。ほかの方で結構ですので願

いします。

次に、私は例年気になっていて、何回かあれしたんですけれども、67ページの土木費の中の都市計画総務費、これほど特に今年のこの予算書で何をやるのかわからない予算立てというのは見たことがないなという気がします。総務費ですから、これでいいのかなと思って、まわりをずっと見回しても事業費が全くなしという感がいたします。要するに、報酬、給料、手当、共済費、旅費、需用費負担金補助及び交付金、これにつきましてもただ付き合いで出しているだけで。これが本当に、これだけの膨大なお金が必要なのかなという気がいたします。この人が必要なのかなと。これにつきましては、専門的に見て、いやこうなんだということがあろうかと思しますので、ご説明願いたいと、そのように思います。

最後になります。教育課のやはりこれも所管かと思えますけれども、郷土資料館の館長の報酬が今年はございません。去年まではございました。これは、ちらっと伺いましたところ、館長はこれで終わりなんだという話が。終わりというのは、人が変わるという意味ではなくて、館長職そのものを閉鎖すると。さらにちらっと耳にしましたのは、本当かどうかわかりませんが、月の沙漠記念館の館長さんも予算がついているけれども、どうも変わるらしい。人が変わるのではなくて、内容が変わるらしいというお話を聞いております。私の持論をここで言っただけは申し訳ないんですけれども、私たちを含めて、町の行政、議会にかかわっている者、一人ひとりが全部御宿町の顔だと思えます。私は行政の出先では、公民館、月の沙漠記念館、郷土資料館、ここの館長及び職員は、本当に8,000人を代表する人だと思えます。直接住民とかかわります。直接町を訪れた人とかかわりを持ちます。こういう中で、数年前から月の沙漠記念館、郷土資料館の館長は非常にヒットだったという評価がこの数年間の間の評価だと思います。私たちにはないノウハウ、知識、手法を持っている新しい血が御宿に入ってきてくれたと。プラスに働いたというのがすべての方々の評価ではないのかと、そのように思います。特に、繰り返しますけれども、公民館、資料館、月の沙漠記念館、御宿町を代表する顔だと思えます。そこへ責任者がいなくていいのかと。誰がそれになるんだと。皆さんのうちのどなたかがいくのかと。役場で、行っていただきたい。私は、庁内で仕事をする課長職よりあの出先の館長職の方がよっぽど大切だと思います。ということも含めまして、どういう評価でどういう位置づけでこれが変わるのか、変わっていくのかということをご説明いただきたいと思えます。

以上、お願いいたします。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 47ページの要約筆記研究集会の1万円についてご説明を申し

上げます。

全国要約筆記問題研修会が6月に千葉市で開催されることが決まりました。この大会に当りまして、その助成ということで、各市町村長に助成の依頼が来ているということであります。金額につきましては、一律3万円ということで話がありましたけれども、千葉市と御宿が同じ金額というのはおかしいだろうということで、1万円だけ計上させていただいたところであります。よろしくお願ひします。

12番（浅野玄航君） 要約筆記とは何なんだということが聞きたいんです。

保健福祉課長（氏原憲二君） 要約筆記につきましてはですね、例えば、中途失聴者の方、途中で耳が聞こえなくなった方、それから難聴者の方がお医者さんにかかる時、例えば、自分の病状を伝えられないときにですね、委託をして来ていただいて、お医者さんに自分の病状を伝えるというような、そういうような筆記によって医師に伝達をする方です。その養成を兼ねて、毎年全国大会を実施しているという内容です。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 中学校の屋内運動場の工事の着工の件ですが、この件につきましては、財政面等から公債費のピークである平成22年から23年がピークになるということで、23年を目安に建設着工ということで、現在、庁内で検討しているところです。

それに伴いまして、ご指摘にありましたグラウンド整備の件なんです、確かに中学生にとりまして、平成16年度の校舎建設から大きな不便をかけております。野球部については、町内の運動場に移動する。テニスクラブについては、御宿高校に行ったり、町内のテニスコートで練習するといった、場所が変わることによって、先生方においても生徒指導上、大変問題があるというようなことも承知しております。それらを踏まえまして、現在、どのような状況が適切なのかということ調査しているところです。それによって、できるだけ早い対応ができるようにということで現在考えております。よろしくお願ひします。

もう1点、資料館の件ですが、資料館長について、確かに今年度報酬は組んでおりません。当面、町の職員で対応したい。公民館と資料館、同一館長で対応したいということで、現在のところは考えております。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 議員のご指摘のとおり、この3月1日に、4月末を持ちまして退職をしたいという辞表を持ってきまして、何度か引きとめたんですが、非常に、年齢的にもう70歳というお歳にもなってということで、非常に意思が固く、また、今後も企画、あるい

は運営につきましては、ボランティアで積極的に今までどおり携わりたいということで、今の職については、一端離れてみたいということもありまして、3月1日付けで、退職届を受けております。ただ、4月末まで、現の館長がおりますので、できれば、その間につきましては、次の館長の募集はしない形ですね、やっていきたいと思っています。また、館長不在の数カ月間につきましては、職員で対応しながら、運営していきたいという形で今考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 67ページの都市計画総務費の計上の内容ということで。これにつきましては、平成16年以降、都市計画施行以来、この予算についてお願いしているという状況ですが、昨年の機構改革の中で、2名いた者が1名ということで、現在、建設環境の方へ設置してございます。施行後、特に重大な変更等が生じた場合には、委員会等を開いてその内容を告示しながら変更していくというような状況でございます。

特にこれは、予算措置をしておく必要があるということで、現在、取っておりますが、職務の内容としては、実際には建築基準法に基づく届出の処理とかそういったことの対応の職員分として計上しているものです。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 12番、浅野君。

12番（浅野玄航君） わかりました。記念館の館長さん、あるいは郷土資料館の館長さんについて、今ご説明いただいた。私が伺うのは誰がどうしたということではなくて、その職に対しての位置づけを町としてどう考えているかということです。どなたがやめるから、後がないからその間という問題ではなくて、記念館の館長という仕事、役割、あるいは郷土資料館の館長という仕事、役割、その意義、そういうものについて、町がどう考えているのか。もし、前任者の方が辞意を表明したのであれば、積極的に募集するとか、働きかけるとかするのが筋であろうかと思えます。そうでなければ、この職は町の職員の兼務で大丈夫だよと。あるいは、ボランティアでこれこれこうやってこれを補充してくれるよという対応をきちんとお話いただかなければ、これは、ご説明いただいたことにはならないと思えます。

それと、今の都市計画総務費の件でございます。説明はわかりました。ただし、貴重なこれ人件費でございますので、その人がどなたか、そんなことは全くわかりませんが、効率的な仕事ができるようお願いできればなと思えます。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 資料館長につきましては、先ほどお話ししましたように、公民館長、現在、職員で対応していますが、公民館長が兼務するということで、現在考えております。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） ただいまの月の沙漠記念館につきましては、やはり、御宿の観光の発信の場として大変重要な位置だと考えております。現在の館長は確かに今回辞表を出しましたが、今後、職務的に今までの企画、あるいはやれることについては、ボランティアの形でとにかく参加したいと。また、非常に今までの功績を考えたときに、辞表を出しましたが、すぐ公募するのも非常に難しい中で、少しの間、職員で対応をしていきたいと、考えております。

議長（伊藤博明君） 12番、浅野君。

12番（浅野玄航君） できれば、課長さん方とは違った角度からのご説明をいただければありがたいと思うんですけども。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまご指摘いただきました資料館、また、記念館の館長につきましては、担当課の方から話がございまして、新年度につきましては、資料館につきましては、公民館長が兼務をしてやっていくということで考えております。

記念館の方につきましては、まだ4月いっぱいまでいていただけるという話でございます。その中で、担当課の方と今後、どういうふうな形をとっていくのか、その辺を今後精査して近々のうちにやっていきたいと、そのように思っています。

議長（伊藤博明君） ほかに、質疑はありませんか。

2番、松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） 1点だけお伺いいたします。

個々の事業に関しまして、いろいろ皆さんからご質問があろうかと思いますが、少ない財政の中で、各担当の皆さん方、課長さん方もいろいろな要求を出されて、これはぜひやっていきたいんだということで、予算要求をするんでしょう。しかし、それがなかなか通らないということでがっかりされたり、もういいやと投げられてしまったら、これはしょうがないと思うんですが、そういう中で、今日の新聞で鋸南町が財政危機宣言をされると。こういったニュースがありました。私も質問するつもりではなかったんですけども、それを見まして、これはとてもお伺いしておかないとけないなと思って、鋸南町が近く財政危機宣言をすると。これは予算委員長が、このままでは財政再建団体になり、町が財政危機宣言をするよう進言すると、町

長に進言したわけです。これを受けて、町長が近々に財政危機宣言をするというショッキングな、遠くの話かと思いましたが、本当に県内にこのようなことがこれからあるということ、先ほど、貝塚議員からもお話がありましたとおり、監査の人が言っているわけですから、22年に起債のピークを迎えると、そういった中で、これは担当課長さんではなく、町として財政を、今後、どういうふうに見ているのか、またそれをどういうふうに展開していくのか、何カ年計画をつくってあるわけですから、にもかかわらず22年ごろにはという話もありまして、どのように考えておられるのか、これは町長にお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、議員が指摘ありましたように、今日の新聞に鋸南町の危機宣言を出すというような新聞記事がありました。町の財政見通しですが、議員の皆様もご承知のことと思いますが、三位一体の改革により、地方交付税の減や景気低迷によります税収の減などに伴い、歳入の減少は著しく変わっております。かつまた、少子高齢化に伴う扶助費の増大や公債費の増加に伴い、町の財政は非常に厳しい状況にあります。現在、多くの市町村で財政危機宣言を行っているところもありますが、御宿町もその例外ではなく、このままの状況が続きますと、よりいっそう厳しい状態になるのではないかと。町といたしましても御宿町の将来のために赤字への転落は絶対に避けなければならない。今後の財源不足の解消に向けての歳入の確保、さらなる事務事業の見直し、官民の役割分担、協働により財政の健全化に全身全霊を傾けて進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 2番、松崎君。

2番（松崎啓二君） このようなごあいさつの中でも財政が厳しいんだという話、これは昔から言われ続けてまいりまして、本町は財政が楽ですよなんていう町長は今まで一人もおりません。幾ら乾いた雑巾を絞っても何も出てまいりませんから、財政の健全化、要するに収入をふやすよと。そのためにはどうしたらいいんだというふうな新年度に向かって、今、もちろん用意されていないでしょうから、お伺いいたしませんか、そういうようなことをきちっと町民に、この時期を乗り越えるためには町としては、こうしたいんだというようなことをきちんと町民に説明していくのが、これは町長の仕事ではないかなと思います。その点、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） これより10分間休憩いたします。

（午前10時48分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 03 分）

議長（伊藤博明君） 質疑ありませんか。

14番、新井明君。

14番（新井 明君） 来年度の予算の質疑でございますが、予算にない質問でもよろしければお伺いしたんですが、一つに、ゼロ予算についてですね、来年度のゼロ予算についてお伺いしたい。

また、来年度予算で特におすすめの新規事業がありましたら、これについて聞きたいんですが。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 19年度、まちづくりの基本項目にゼロ予算事業の推進の欄がございますが、その中で何点が挙げているところですが、職員の能力開発、人材育成、また住民自治推進事業ということで、パブリックコメント制度をこの4月から導入するという。また庁内クリーンアップ事業ではこの4月から職員で庁舎内の清掃をやっていくということを始めまいります。

この新規事業では、ただ今申し上げたクリーンアップ事業の他に下から3番目にウォーキングマップ作成とありますが、昭和62年から始まっている事業ではありますが、若手の職員が1年間研究して予算をかけないで次年度どういことをやろうかと検討した結果、御宿町のよさを来町者に更に詳しく知ってもらうために、5つの遊歩道を設定いたしまして、その地図をいくつかの場所に置いて来町者に配布しようとするものです。

更に、これも先ほど申し上げましたパブリックコメント制度をこの4月から導入いたしまして、いろいろな計画を作成をする段において広く住民の方に周知するとともに、住民の方の意見をもいただくということで始めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 14番、新井君。

14番（新井 明君） ゼロ予算、本当にやれば限りなくあると思います。ぜひ、この事業の成果を次の機会に評価をしてやっていただきたいなと思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） 最初に、歳入の方で1点お伺いいたしますが、24ページ、県委議事務交付金という内容でございますが、この具体的事務と申しましょうか、取り組みなどについて、まず最初に説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 県の委議事務交付金ということでございますけれども、30万円でございますけれども、県からいろいろな委議事務の取り扱い件数に応じて交付される交付金でございます。例を挙げますと、千葉県心身障害者扶養年金条例に基づく加入申し込み受理事務、また、駐車場法に基づく屋外駐車場の設置等の届出の受理事務、建築基準法に基づく建築物の指定による申請等の受理事務ということで、そういったものを受けた場合の県からの交付金でございます。

議長（伊藤博明君） 1 番、石井君。

1 番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと、その中に入っていなかったんですが、例えば、県税を納めると納付手数料なんでしょうか、委託料なんでしょうか、ちょっと項目はわからないんですが、そうしたものの取り扱いですね、等についての事務内容で、町としてちょっとこの間取り組んだ内容があれば、その辺の説明をお聞かせください。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務会計課長（木原政吉君） 議員のご質問は予算書の26ページ、県支出金の県委託料、2番の徴税費の県税取扱いのところだと思います。これについては、町の会計室で例えば県税であります自動車税とか、不動産取得税、これを扱った場合、その金額の2%が手数料になるということでありまして、すでに職員の方には自分の自動車税、また、家族についてもそこで払っていただければ、ここにありますように、10何万かは町の歳入になるということで、メールで流しております。できれば、議員さんにつきましても、自動車税であれば、5月は自動車税が納期になりますから、町の会計室を通して、家族も含めてお支払いいただければ、町の歳入になりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 1 番、石井君。

1 番（石井芳清君） 了解いたしました。

そういうことで収入も増える状況があるということで、了解いたしました。

それでは、再質問を伺わさせていただきます。

44ページであります、これは、社会福祉総務費の方になるのかと思いますが、障害者計画策定委託及び19節であります、町社協一般分ということと、あと管理分とあるわけですが、ご承知のとおり、今、包括支援センターが4月1日より開設という中で、町社協とのそうした福祉事業の場づくりと申しましようか、連携と申しましようか、そうしたものが必要になろうかと思いますが、具体的にどのような内容で町社協の連携と区別と申しましようか、それから、町民については、似たようなものを2つの窓口があるのかなど。一般的にはそういうようなこともあろうと思いますから、そういう区別も含めて、この4月からの取り組みについてお話を伺いたいというふうに思います。

それから、次に47ページ、心身障害者福祉費ということですが、この中の20節の中で、訓練等給付費ということで、4,548万円の扶助費が載っているわけですが、この具体的中身についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、氏原課長の答弁になるかと思いますが、ちょっと続けますが、保育所費で49ページから50ページの中で、具体的な項目がわからないんですが、先般、町長が所信表明の中で、保育所の駐車場などについて触れられたかというふうに思います。先ほど、質疑の中でも4月1日からいわゆる大きい組、小さい組という形の中で、保育所が運営されるということで、先般のお知らせ版にも内容が変わりましたという報告がありましたけれども、具体的にそういう形になる中で、送迎に関してもいろいろな要望等あったと思うわけでありましてけれども、その辺については、4月1日から具体的に稼働というか、そういう形で運営されるというふうに思いますので、送迎等の、今回の新たな対応があれば、それをお聞かせ願いたいというふうに思います。具体的に、車だとか、人がどういう流れになっていくのか。それから、当然、利用される保護者の皆さんがメインになろうかと思うんですけれども、当然、そうした事態が、例えば、優先までつけなくてもいいとは思いますが、少なくとも、ここにおられるいわゆる公共的な人を含めて一定の人の流れというものの誘導というんですか、できれば、そういう形で全体的に流れていく内容と。一般町民にもそういうことを周知して、ぜひ協力をいただくということが大事なかなというふうに思うんですけれども、その辺も含めまして、保育所の新しい形態に伴う状況について、あれば説明を受けたいというふうに思います。

それから、これはどこのページでどうなっているかというのがわからないんですが、例えば、学童保育というものをやっているというふうに思いますし、今年度の概要の中では、土曜日ですか、土曜日に開設をするということで、予算もふくれておりますし、多分、利用者の方も含めて、大変多く利用されている状況があるのかなというふうに思います。これも土曜

日に開設するというので、これも評価されるべきものだというふうに思うわけですが、土曜日、ご承知のとおり学校は土、日休みでありますので、当然、朝からの対応になるだろうなと思うんですね。その場合の時間ですね、何時から何時まで予定をしておられるのか。それから、例えば、午前から午後にかけてということであれば、当然、昼食をとるということも必要になると思うんですね。その辺については、どういう対応がされるのか。

それと、同じような内容で、今度は学校教育になるんですが、この概要の方で、地域子供教室の拡充というような、そういう表現が出されているんですけども、確かに学童保育の一定の基準があるというふうに理解をしておりますし、必ずしもそこにすべての子供たちが利用できる状況はないのかなというふうに思うわけですが、これは、ちょっと場所はわかりませんが、多分、学童とは別のところでやるのではないかなと思うんですけども、同じような事業が出ておりますので、それらについて、どう調整していくのかですね、あわせて、お伺いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 包括支援センターを立ち上げると、社会福祉協議会の関係について、答弁でありますけれども、当初、包括支援センターにつきましては、3職種で対応するというので、在宅介護支援センターで今まで働いておりました職員1名を出向という形で町の方で対応して、包括支援センターも対応していただくということで、請け入れを予定しておりました。しかしながらこのケアプランを立てるに当りまして、今、社会福祉協議会の方では月117件ほどのケアプランを取り扱っております。これは介護報酬の改定がございまして、40件以上、正確に言いますと39件を超えますと減算になってしまう。報酬額が最大4割ぐらまで減算になってしまうというような厳しい規定の改正がなされました。この関係で、ケアマネージャーの報酬を社会福祉協議会が払っておりましたけれども、この手当がつかないということでありまして、そうしますと、減算といえますと、かなり町財政にも影響が出てきてまいりますので、当面の間は包括支援センターは2名体制で実施していくということで、計画をさせていただきます。

これまでの在宅介護支援センターを包括支援センターへの移行につきましては、回覧等で全戸配布で皆様方に支援センターの電話番号でありますとか、その事業の位置づけについて、お知らせをするということで、今作業を進めております。

次に、保育所の駐車場の件でありますけれども、これにつきましては、予算書で申し上げますと50ページですね。50ページの14番の使用料及び賃借料、この中に土地賃借料ということで、

6万円、これは月額5,000円で12カ月分ということで借りることができました。車につきましては、おおむね5台くらい駐車スペースがとれると思います。駐車ができるように、ブロックの取り壊しがありますが、職員の手で駐車場として使えるように整備をしていきたいというふうに考えております。場所は、御宿保育所のちょうど北側に交差点がありますけれども、高橋自動車さんのその交差点の一角ですね。交差点の一角に元は畑だったんですけれども、その土地であります。

あと、送迎等の対応ということでありますけれども、これにつきましてもスクールバスで送迎を行うということで、岩和田地区にもお子さんたちを送迎するというスケジュールを組んでおります。送りにつきましては、おおむね4時頃、岩和田の消防庫前に送り届けることになっておりますけれども、時間外保育につきましては、岩和田のお子さんにつきましては、岩和田の保育所で4時以降お預かりして対応するということになっております。

あと、御宿保育所で送迎時間は3時で大分混み合うというようなことの解消につきましては、ある一定のルールをつくりまして、当然保護者にそのルールを守っていただくということで、すでに役員会にはご説明をさせていただいたところであります。全員一致で、協力したいということでありましたので、次回の保護者会議のときに説明を全体にはしていきたいというふうに考えています。また、役場の職員につきましても、各課にこのようなことで4月以降、職員については守っていただきたいということで、お知らせをしたところであります。今年につきましては、一応、関係者だけでこのルールは試行的にやっていきたいと。今後、これで問題がないということがわかりましたら、町民の皆さん方にもご協力をいただけるようにしたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、学童保育の関係でありますけれども、土曜日の開設時間につきましては、朝の9時から夕方6時半までということで、これは夏季の季節の時間と同じ時間帯になります。昼食につきましては、お弁当を持参していただくというのが基本ルールになりますが、持参できないというお子さんも中にはいらっしゃいますので、そういう場合には、学童保育等の指導員が手配するというのをやって対応をしております。

あと、47ページ訓練等給付の内容でよろしいでしょうか。

訓練等給付事業といいますのは、障害福祉サービスのうち、共同生活援助、自立訓練、障害保護支援、就労継続支援に区分されるサービスであります。利用者が自立訓練及び就労支援を効果的に利用できるような夜間における居住の場などを提供するということであります。細かく説明しますと、共同生活援助といいますと、よくグループホームという名称であらわされて

おりますが、知的障害者、精神障害者で共同生活を営むことに支障のない障害者に共同生活を営むべき住居において相談や日常生活の援助を行うというような内容になっておりまして、人数で申し上げますと、身体障害者訓練等給付費が6名、金額にしますと2,122万8,000円。知的障害者訓練等給付費が9人で2,264万2,000円。共同生活援助が161万1,000円で、2名という予算の計上の内容となっております。この予算につきましては、国2分の1、県4分の1の助成が受けられるという内容となっております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 地域子供教室の件ですが、これにつきましては、予算書の77ページ、主な予算組みの中では需用費関係が主なものですが、これにつきましては、今まで子供の居場所づくり、放課後の居場所づくりということで、月2回ほどの事業を公民館で行っておりました。これらを含めまして、放課後、子供に公民館の和室を利用して、これらの事業のほかに、宿題をやる場所ですとか、そういった場所の提供をして、子供の居場所を確保するという事業です。それを4月から実施したいということで、予算計上させていただいております。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 保育所の方なんですけど、送迎の仕方なんですけれども、一応確立してから町民にお話しするというお話だったんですけども、具体的にどんな方向で車の流れというのかな、そういうのが今考えているというか、とりあえず保護者と合意されたという形について、説明を受けたいと思います。

それから、ほかの質問に移りますが、53ページ、環境衛生費の中からですが、ミヤコタナゴ保護増殖事業ということでありますが、これは、この間もなかなか冊子をつくってから目に見えた前進がないというのが実態だろうと思うんですね。これは確か、これまでは補正で組まれてくるというのがこの間の実態だったと思うんです。ちょっと中身はわからないんですけども。それと同じものかどうか、これ、委託業務の中で一体とした説明で、個別的な、ちょっとここに書いていないのでわからないんですけども、現状を見ますと、大変厳しい状況に陥っているのではないかなと思うんですね。町議会議員に当選してから具体的な活動が始まったというふうに思いますので、かなりの年月がたっているというふうに思うんですね。確かに、国の指定した記念物であるということではあるんですけども、やはり、具体的に預かっている町、要するに御宿町としては、どういう受け入れをしていくのかと、保護をしていくのかとい

うことで具体策をきちんと示してやっていかないと、今ここだけではないと思いますので、ミヤコタナゴあるの。でありますし、もともと、関東近辺にしかいないというふうに言われているようでありますので、その中では、私の知るところ、こうした環境の中で生息しているというのは、御宿町が非常にベストな環境であるのかなというふうに思うわけでもあります。

今後について、少なくとも、今年どうしていくのか、やります、やりますというような言葉は毎年そのような言葉は議会のたびに聞いているんですけども、実態はあまり変わらないということだと思っただけですね。これは、先般のミヤコタナゴ保護委員会の中でも厳しいご指摘があったやにも聞いております。

これはやはり、本当にさっきお金がないような話をしていましたけれども、財産なんですよ。これ誰のものなんですか。ほっといたら幾ら自然のままがいいって、それはちょっと違うんじゃないですか。具体的にどう進めていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、保健衛生費の中でありますけれども、これもちょっとページがわからないんですが、概要説明の方には確か清掃センターの安定化に関する事業があるというふうに思うんですが、これについて、具体的な内容について、この金額だととても最終的な状況まで持つていくのは困難だと思いますので、今後どうされていくのかも含めまして、説明を受けたいと思います。

それから、衛生費の方でありますけれども、上水道建設費ということで、南房総広域水道企業団補助金また出資金という項目があります。56ページですね。これに関しては町としても当然、水源の多様化という中で、私も必要なものというふうな理解をしておりますが、確か、大多喜のダムについて、現在鋭意検討されているというふうに伺っておりますが、それにどういう状況まで来ているのか、それについて、この際ですので、報告を受けたいというふうに思います。

議長、答弁お願いいたします。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 保育所の送迎バスの件でありますけれども、これにつきましては、4月の入園式のときに保護者の皆さん方には配布をする予定でありますが、一例を申し上げますと、まず、公民館を送りのバスが3時42分に出ますと、新町、六軒町、岩和田、須賀、浜という経路で送迎します。

保護者の送迎の車につきましては、両方向から入ってくることはできるんですが、ウチヤマさんの国道から入ってくる方、それから旧太田屋さんのところから入ってくる、それから、元

の農協協ですね。線路の方から入ってくる。その3方向から入ってきたものが公民館の方に、川沿いに抜けていっていただくというルートを想定しております。それで、決定できれば、さほどな混雑にはならないかなということで考えていますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、私の方からは53ページの中段にございます委託料、ミヤコタナゴ保護増殖事業の内容でございますが、これについての、今までの流れといいますか、それについては、国、県の委託事業ということで、周囲の環境整備というのが基本で、それについては、予算がついてからの補正というような形を議員がおっしゃるとおり、やってまいりました。お話のとおり、今までのこの経緯をやってみました進捗状況が非常に狭い状況に入ってきていると。それが第一原因としては、やはり今までの自然環境が守れない、その一つには、休耕田が高齢化等の問題で自然環境そのものが昔の形態をとれないというようなことが大きな原因というふうに我々は捉えています。

その中で、なおかつ保護していくためには、貝の生息が非常に重要だというようなことで、委員会の中でもいろいろお話が出ました。助言をいただいている観音崎の先生、あるいは県の先生方等を含めた中で、貝の生息地の状況をどうするかというような話はやはり水田の復旧が非常に重要であるというようなことで、この19年度におきましては、一部、その水田を借り受けた上で復旧をして行く考えですが、非常にわかりづらいのが水の状況でどのように確保できるのかということも、まだいろいろわかっておりませんので、19年度においては、それらを克明に調べた上で、次年度にまたつなげていきたいと。その中で、貝の生息をやはりどのようにしていくかというようなことを位置づけていきたいと考えております。町としての財産・文化財ということで、その地域からまた以前作成した基本構想の形のように環境が戻ればというようなことで、予算計上させていただいております、その額としては、非常に少ない額ですが、67万9,000円というようなことで、全体計画を何とか維持していきたいということで予算を計上させていただいております。

次に、55ページの先ほどの概要の部分では、17ページのおそらく最終処分場閉鎖事業新規事業の500万円というこのことについてと考えます。予算の歳出の方は55ページの一番下の工事請負費というようなことで一括して計上してございますが、この内容としては、もうすでに閉鎖、今までごみの埋め立てをしていたところの、一番下ののり面を一時的ですが、安定化させていくというようなことで、緑化をまずやります。その緑化をやるというような原因は、考え方は、まず、埋め立てした上部からの浸透水をいかになくすかという、今後埋め立て周囲のU

字溝の設置等、のり面からの浸透水をなくすというようなことを平行してやっていくんですが、今現在の総括的な諸経費は、1億円前後というようなことで、今現在考えておりますが、それについては、長期にかけてやっていく必要があると。今後、県と協議をしながら、この額については、それ以内で収まっていくだろうというような考えで今進めておりますが、安定化した中で、最終的には経過状況を観察していくというような流れで今後やっていくというようなことで、今回予算計上させていただいています。

以上です。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは大多喜ダムの関係について、ご説明いたします。

ダムにつきましては、洪水の調節等、流水の正常な機能維持、また、水道用水給水を目的とした多目的ダムといたしまして、平成3年4月に国庫補助事業に採択され、8年度に完成に向けて事業を着手しておりました。ところが、用地買収の難航によりまして、事業費及び完成年度が変更され、現時点において、平成22年度を目途に計画をしております。また、国では国庫補助事業に採択を原則としまして、5年ごとに事業の再評価を実施することとなっております。現在の南房総地域の水事業は、観光客の減少、少子高齢化による人口減の傾向から今後は大幅な水需要の増加が見込めないものと伺っております。しかしながら、総水量は、減少すると考えられますが、各市、町の施設の老朽化に伴い、改修費等、勘案した場合に広域水道への依存割合が増えてくるのではないかと予想しております。

いずれにしましても、治水、利水の目的を持った多目的ダムでありますので、再評価の実施後、その内容を見て協議することもあるのではと考えております。

また、本年2月には、これからの千葉県内水道についてということで、県内水道経営検討委員会から知事へ提言が提出されました。その内容につきましては、水道事業については、市町村が担い、県は広域的な水源の確保及び用水供給を担うことを基本とするというような考え方が出されております。期間的には短期、5年を目途に、水道用水供給事業体の統合をできるところから行っていくと。また、県営水道に依存する事業体の統合につきましても、順次行っていくというようなことが提言されております。20年以内に県内水道の1事業体化を目指すというようなことを提言しておりますので、私たちもその方向に向けて、努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 広域水道は、わかりました。引き続き、水道料金の低減化を目途に、

県営水道、この2面からの対応を求めたいと思います。

その前段の2つの話でありますけれども、まず、ミヤコタナゴについてでありますけれども、そうしますと、これはいつごろまでにどういう形になるんですが、というのをちょっと聞きたいと思うんですね。

それから、あわせて、ごみ処分場の安定化対策ですね、これ先般配られました3ヶ年実施計画を見ますと、19年度は500万円、20年度、21年度で各1,000万円ずつの計上になっていると思うんですね。そうしますと、先ほど課長が言いました約1億程度の費用が見込まれているという話になりますと、あと10年かかりますか。その辺はどうなんでしょうね。ちょっとまだ基本計画の段階では確定してないんでしょうけれども、それをちょっと示されていないから何ともわからないんですけども、基本計画を含む多分今般の町長の所信表明のとおり耐震化等で大幅に中身は変わりましたから、秋口にはまた最終案とは全く別ものになるのではないかと。いわゆる固定費並びに要するに政策費ですね。町長の裁量によって決まる予算枠というのは、私は1割から2割程度かなと。そんなところですよ。それさえ、規模ががらりと変わってきているわけですから、全くそういうのは全然見えてこないというのが実態なのかと思うんですね。そういう状況ではあるんですけども、この二つについて、いつごろまでにどういうものにするのだということが、これ、目標ですから、実現できるできないというのはまたあるのかもわかりませんが、その辺を示していただかないと、せっかく両方とも着手したような断りもいただいたわけですけども、それがはるかかなたということではですね。これはわかりづらいのではないかと思いますし、これは、片方は安全に関することで、もう片方は貴重な財産です。これ両方とも有限だと思うんですね。ですから、これについてもう一度きちんとしたと申しましょうか、その辺をどう考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） まず、ミヤコタナゴの件ですが、これについては先ほども申し上げましたとおり、今までの環境管理等、今後の進め方という形の違いについては、今までは、貝の生息地等の現状においてどのように生きることができるかというようなことを明確に、我々も把握していないところがございます。また、先生方にもお話を聞きながらいろいろ進める考えですが、今後につきまして、ここ数年でそれらの確立をしたいと。町の考え方としては、まず、貝の生息をどうとるかということを明確に自分たちで経験の上で得たいというところがございます。その後の考え方については、それが確立できることによってという考え方が今現

在でございます。

それから、最終処分場の流れといいますか、それにつきましては、まず、今現在の状況をのり面等の安定化の処理を行った中で、そこから排出される水質の状況等を把握しながら、県と協議し、埋め立て表面はできるだけ浸透しない形のコンクリート舗装等を考えていますが、それについても先行き県と協議の中では要らないという可能性があるのかどうか、そういったこともまだ明確になっておりませんので、それらと合わせた中で、数年検討する必要があると考えておりますので、今現在、ここであと何年というようなお話はちょっと発表できないという状況にあります。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 全然わからないんですね、聞いていて。ミヤコタナゴについても、ここ数年さらに調査するといつて、調査したらいなくなってしまうということになるんじゃないですか。

それから、閉鎖業務についても、それは確かに、例えば浸出水等の環境状況が非常に良好だと、要するにかなり内容については、安定化されている状況があるという中で、計画を、安易なことでやる可能性があるということなわけですよ。当初、最終的に県ときちんとすり合わせしていると思うんですね。その中で、今求められている内容だったら、何年かかるかというのはわかるじゃないですか。それが金額的にも年数的にもさらに状況によっては前倒しになるよという説明ならわかるんですよ。今のそういう計画を、閉鎖業務ですよ、その計画だったらさっき言った1億と、それからこの3年間の1,000万円だったら私は10年かかると。

それがそうであるかないかという話なんです。簡単に言えば。そうでしょう、1億かかりますよという話をして、さっき言って、都合3年は500万から1,000万の財政運用しかしないわけだから、10年ではないんですか。そういうものかどうかというのを聞いているわけですよ。それはほかの財政事情がありますから、それはわかりますよ。わかりますというか、わかりますというほかないということもあるのかもわかりませんが、せめて5年以内にやりたいとか、どうしても10年かかるかというのはあとから財政との運用との関係だから、それが出てくるかわからないけれども、担当している人はどうなんだというのが必要なんじゃないですか。

それから、ミヤコタナゴについてもそうですよ。全くわからないじゃありませんか。今年4年になって厳しいんでしょう。先生としてみれば。確かに種の保存はしてありますよ、幸いなことに。そうやってきたわけでしょう、毎年。草刈りやりました。田んぼ少しかき回してみました。その貝などについても、基本計画で細かい調査がされているじゃありませんか。どう

いう状態で貝が必要なのかを含めて細かく調査されているんでしょう。あとは、担当としてどう思っているのか、町としてどこまでどう持っていくのかということがあればいいだけじゃないんですか。そういうものがないんだったら、別なんですよ。それをつくったわけじゃありませんか。基本調査はすでに終わっているんですよ。それでなかったら、いなくなっちゃうじゃないですか。今のとおりやっていたら、同じようなことをずーっと何年かかってもやりますよと。環境が優れていて、今のミヤコタナゴが田んぼにずっとあればいいですよ。今年、来年になるとないと言われてるわけでしょう。そうじゃないんですか。いや違うよと、充分生息できるよと。あなたはおっしゃったじゃないですか。狭まっていると。いなくなったらだれが責任とるんですか。こういう問題じゃないんですか、これは。どこまでやるのかということが求められているんじゃないんですか。もう一度答弁ねがいます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） ミヤコタナゴの件ですが、先ほど申し上げたのは、確かに地域的なトータルの内容を、状況という調査はされていますが、現実的に今現在の絞られた最終地域の細かい1年の推移状況等は明確に把握していない部分がございます。それについては、貝が生息しているために、どれだけの状況があればいいかというようなことをいろいろ視察をしましたが、やはり、水の状況がどのような状況かということをよく把握しないと、その貝の生息に非常に影響があるということなんで、ここ数年のうちにその生息状況あるいはその生息できる環境づくりをまずつくった上でというお話を先ほどさせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思います。

それと安定化の考え方といたしましては、確かに、財政状況がこれから大きく影響するというような部分がございます。その中で、私どもはもともと5年ぐらいである程度トータル的な最終閉鎖まで持っていきたいという中で考えておりましたが、現在の状況では、財政事情がございますので、3カ年計画の中で予算上させていただいたということです。

議長（伊藤博明君） これより1時まで休憩いたします。

（午前11時52分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（伊藤博明君） ミヤコタナゴの件ですが、本来でしたら私が個人的に話をしたいとこ

るなんですけれども、ここではしゃべれませんので、町長が答弁するという事なので、ご了解いただきましたので、井上町長お願いします。

町長（井上七郎君） 石井議員の質問の件でございますが、新年度から皆さん方の期待にこたえられように努力をしたいと思いますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 町長からそういう答弁もありましたので、4月1日から具体的な対応をとるように、それは期待をしたいというふうに思います。

次に移ります。

農水の関係であります。一つは、農林水産業費の中の水産業振興費、59ページであります。この中で特に御宿町の新鮮な魚などに対して、今後履歴表示などというの、今、水産庁の方からそういう指導もあろうかと思いますが、そういったような少しでも付加価値を高めていくということは大変大事だろうと思うんですが、漁組とともにそうした考えを今後町担当として進めていく考えがあるのかどうか、お伺ひをしたいと思います。59、60の関係ですね。

それから、ちょっと戻りますが、農業振興費ということで、58ページ、ここは中山間地域等直接支払交付金等あるわけでありまして、これは、19節であります。中山間の方も取り組みを始めていただいてから、だいぶ先ほどの話ではありませんけれども、年月が経過しているやに聞いております。また、国の補助枠の方もそう長いものではないのかなというふうに思っているわけでありまして、現状の到達点ですね。それと、今後の見通し、それから、今年の事業内容について、説明を求めたいというふうに思います。

それから、62ページ、これは観光費の中というふうに思いますが、委託料ということで、海岸整地委託等あるわけでありまして、特に海外の清掃に関することでもありますけれども、これについてもこれまで清掃する機械、こうしたものを導入して利用、また、町民参加による清掃等、これまでも町が積極的に推進をしていただいているというふうに思うわけでありまして、聞くとことによりまして、今度、新たな取り組みについては、研修もされたやに聞いておるわけでありまして、この海岸清掃について、どんな新たな取り組みができるのかどうか、そういう意味でお伺ひをしたいと思いますというふうに思います。

それから、同63ページ、次のページであります。町営プール管理運営費ということでありますが、私はプールの委員でありまして、先般も新年度のプールについての協議も単独的に行ったところではあるわけでありまして、その内容については、一般的にはあまりよく知られていない内容だろうというふうに思います。今年の運用、計画ですね、それからそれに向

けてどのような調整協議と申しませうか、そういうことがされていくのか、それらの経過と今後について、伺いたいというふうに思います。

それから、土木費であります、66から67ページということで、これは住宅総務費の中で住宅工事と、これは概要によれば多分火災報知器の設置に関することではないかというふうに思うわけでありませうけれども、この内容等、それからこれはすでに昨年、現年度ですね、実施してあることもあると思います。これじゃ御宿町の町営、いわゆる公営住宅がすべて新年度で設置が終わるのかどうかということでありませう。それと、もう一つこれは火災予防ということでありませうけれども、概要によれば、ハザードマップ等の作成もあるわけでありませうけれども、そうしたものの、予算書の中では項目がないので、あわせてそれらについてはどういう対応をやっていかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから火災報知器については、これは法律の問題もあろうかと思いますが、公営住宅はこれで整備を進めていくということのようでありませうけれども、一般、要するに民間の住宅については、これらについては、施策的な対応がとれないのかどうか。例えば、特に求めたいのは高齢者、特に独居ですね、こういうところに若干の費用手当を補助する、こういうこともこれから必要になってくるのではないかなというふうに思います。確か、1台は1万円未満の機器だろうと思いますので、すべてというわけには、大変だろうと思いますけれども、一定の補助をして、そういう部分での安心と安全を進めていくということもやっていかなければならない課題かなというふうに思うんですね。それについて、今後、そういう考えがあるのかどうか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上です。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、中山間の経過説明ということで事業計画についてまず申し上げます。

中山間地域総合整備事業につきましては、実行委員会を立ち上げまして、現在、営農委員を中心とした経済効果の算定などを行っております。また、今年につきましては、58ページの委託費の中で業務委託、これにつきましては、活性化計画策定ということで400万円を予定しております。これは、平成21年度事業着手する上でこの夏を目途にある程度の経済効果の算定を行った中で事業を進めていくということでございます。

また、翌年度以降につきましては、国有地の編入手続及び計画外事業の作成を20、21年をかけて行いたいという形で進めております。

続いて、59ページの放流事業の付加価値ということでございますが、議員のご指摘のとおり特産品ということである程度付加価値をつけるということで、漁組とのお話をしているんですが、組合員等の影響力がございますので、調整を行っている状況です。

続いて、海岸清掃につきましては、昨日、ある企業の方が御宿町に来町しまして、ボランティアで海岸の清掃を行いたいということで町から要望しましたら、4月中に17名程度のビーチクリーンキャラバン隊で中央海岸を1回やってみたいと。また、その企業から町で直営で海岸清掃を行っている町には無償で貸してもいいよという話がありまして、2月私と担当の2人で講習会にも行っております。その中で、大企業は非常に安全管理が徹底している関係がありまして、もう少し職員を講習会に参加してくれるのであれば、その企業の方で貸し出してもいいという段階であります。

それから、プールにつきましては、今回の予算につきましては、通常ですと7月第1週から8月末まで、53日間を予定しておりましたが、やはり、7月の初めから夏休みの間、入場者も少ないので、今年については、38日間という形で予算が計上されておりますが、プール運営委員会の方からご指摘がございまして、その費用はあまりにも大きな差がなければ、53日間、通常の形で運営したらどうかという提案もございまして、何とか5月中を目途に再度運営委員会を開催し、委員さんの方々と協議しながら、その開設日について、再度協議させていただきたいという考えであります。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 私からは、67ページの右上の方、工事請負費、住宅工事の中の火災報知器ということで、その内容についてご説明を申し上げます。

御宿町においては、現在、公営住宅が3カ所、岩和田団地、それから富士浦、矢田とその3カ所ですが、岩和田については、すでに18年度で設置済みでございます。今後、順次にという考えで19年度、今回の予算は、矢田団地分、これについては、20戸分を今回計上させていただいております。来年度、富士浦について、10戸分について付けまして、公営住宅は終了というようなことで、現在進めております。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 高齢者住宅への火災報知器設置に対する助成というご質問でありますけれども、これにつきましては、現在のところそれは考えておりません。

設置費用も、わずか数千円と聞いておりますので、制度改正に当たり、高齢者の担当課とし

まして、老人クラブ、それから民生委員会の中で必置になりましたよということで、説明会を開催したところであります。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） ハザードマップの質問だったと思いますけれども、これはページ38の、防災諸費の需用費の消耗品の中に15万円ということで、ハザードマップを入れるための消耗品を組ませていただいております。この4月以降、19年度において津波を地図の上で避難路の作成とか、そういうものを地元の人たちに集まっていただいて、避難路をつくっていくということをやっていきたいというふうに思っております。20、21ということで、来年は地震を想定した地図をつくりまして、21年度に完成したものを住民に配布をしていくと、そのような考えをしております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） ビーチクリーナーでありますけれども、具体的にわからなかったんですが、小型のものということで理解してよろしいのかということと、多分、小型になれば普通免許で運転ができるのかなと思うんですが、その辺の利用の形態といいましょうか、がどうなのかと。それと、今のビーチクリーナーも大変性能が優れているわけですがけれども、当時私も一番最初のメーカーがやったときの試運転のときにも見させていただいたんですが、具体的に言えば、たばこ、それからもう一つは海の家、今年修理に大分努力をして釘を打たないような形でやってはいただけるんですけども、それでもやっぱりそういうものがありますので、それから細かいガラス類ですね。こうしたものがちょっと残ってしまうというのが実態だったと思うんですけども、多分、小型化されれば、今度はこういう部分のごみが拾えるのかなというふうに思います。

今のが大体15センチくらいですか、砂をかくのが。それくらいだと思いますので、そのくらい深さが、できれば、御宿町のPRしております裸足で歩ける砂浜というのが実現できるのかなというふうに思うんですけども、小型化してその辺がどうなのか。それから、運用形態としてどうなのか。それと、一つは置く場所ですね。もし、そういう形で企業の方から支援をいただけるということで、一定期間使えるような状況があるとすれば、それはどこで管理するのかということも大事ではないかと思うんですね。今のビーチクリーナーもその保管管理については、当初、はっきり申し上げて右往左往していたのが実態だろうと思うんですね。ですから、せっかくそういうものの企業からの提供があるというような状況があるとすれば、やはり大切に

使っていくことも大事であろうなと思います。

またあと、一方で小さいので、割と平日だとか、今までだと早朝とか夕方ですね、海水浴客がいない時間を特に見計らったの作業というのがやっていたと思うんですけども、小さいものであれば、その辺も安全面も高まるのかなと思うんですね。ですから、運用の形態をもう少し幅広くなるというふうにも考えられるわけでありましてけれども、その辺のことについて内容について、答弁いただければと思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 運用面ですが、この運用している機械につきまして、まず、市販のものではないということです。それと大きさにつきましては、サンドバギーに2メートル程度のゴミを集める機械を付け掃除する機械で、非常にコンパクトであります。免許の種類については、普通免許で対応できるということです。

今回の大きな特徴は、やはり小さなごみ、たばこ、あるいは釘も1月26日に試運転で砂質を調べてき中では非常に小さなごみもとれるということで、非常にコンパクトに小回りも効くような、そういう機械でございました。

もし仮に、企業の方で貸していただけるようなことがあれば、一応、今の段階では多目的広場の案内所がございますが、そこに国道側に倉庫がございます。その中にある程度の対応ができるのではないかと考えております。

産業観光課の方で一応、企業とお話をしておりましたので、正式に企業との話がつきましたら、建設環境課の課長との話し合いの中で、最終的には建設環境課の方で管理するという形で今進めている状況です。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 良好な対応をして、安全な砂浜づくりですね、きれいな砂浜づくりをお願いしたいというふうに思います。使用の方は、こっちというか、建設環境課ということで、その辺の連携もうまく対応をとっていただきたいと思います。

先ほど、質問しなかったんですけども、プールの関係でありますけれども、例えば、ライフセーバーだとか、たくさん御宿も配置していると思うんですけども、7月でありますとか、あと平日の期間ですね、その辺などの入場者としても大分低いと思うんですね。利用が少ないのが実態だと思いますので、例えば、そういうときに、そういう人たちの教育を得て、ライフセーバーだとか、水難訓練だとか、そうしたこともちょっとプールの中でですね、これは議案とはちょっと違うんだろうとは思いますが、町内外を対象として、そんなに長い時間で

なくてよいと思うんですけれども、もし、そういう人たちの協力が得られるのならば、そうしたことも今後、検討していただければと思います。これは答弁要りません。

次に移ります。

92ページであります。地方債に関する調書が載っておりますが、これ、トータルとしてみますので、件数は大変な数であろうかと思えます。いわゆる高い利率で借りているのも多分あるのではないかと、思うんですけれども、この中で、どういったらいいんでしょうか。最高利率というのは残っているのであれば何%程度があるんでしょうか。細かい数値がわからなければ、なん%からなん%、あるかないかということでも結構でございます。

それから、先ほど、税予算ということで質疑もありましたけれども、総務の方の中で、庁内クリーンアップ事業というのがあります。そういいながら、各課には、各課というか、幾つか庁舎管理、それから具体的には公民館の管理などについてでありますけれども、清掃業務委託という項目も確か出ておったかと思うんですね。その中で、具体的にどうやっていくのか。この説明には庁舎などの清掃業務を委託せず、職員が清掃点検し、環境保全に努めると、このように訴えて、先ほどもご説明いただいておりますけれども、新規事業というふうになっているわけでありまして、具体的に今8時半から5時半まででしたか、確か、休憩もあったと思います。その中で、どういうふうな時間、具体的にもう4月1日からやれるわけでありましょうから、一定の具体案をすでにお持ちであろうと思うんですね。それを、例えば、庁舎だったらどんなふうにしていくのか。それから、公民館だったらどういうふうにしていくのか。それから、そうは言いながら、清掃業務委託というのはどういうことなのか、というふうに思いますので、その辺について、説明をお願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 地方債の過去のものの利率ということですが、細かいものは持っていませんけれども、平成の初めのころは、高いものでは7%くらいです。18年度の例で見ますと、銀行から借りているのは、3%で、10年で見直しということです。財務省から借りているものは、1.6%で、ずっと20年据え置きということで取り扱っております。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 庁内クリーンアップ事業ということで、先ほどもお答えをさせていただいたところですが、新年度につきましては、職員が掃除をしていこうということで、やっていくつもりでおるわけでございますけれども、正式には、本会議が終了次第、早急に日程というか、詰めていかななくてはいけない事業でございますけれども、今、考えておりま

すのは、5時ころから掃除をしていきたいというふうに考えています。

委託ということでございますけれども、これにつきましては、庁舎内が非常に広がってございます。そして、ガラスが非常に高いところについているものがございます。ですから、高所のガラスの清掃委託もこの中に含まれているというところでございます。

あと、そのほかに、保健センターですか、非常に広い分野にわたるわけでございますので、なかなか職員の手が届かないということもございます。そういったところを委託ということで、高所のガラスとともども委託ということで残してあるわけでございます。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 教育課で管理しております清掃業務委託の中で、19年度に組まれておりますのは、公民館の清掃業務です。これにつきましては、今、総務課の方からお話がありましたが、公民館のフロアのところに高いところの窓ガラスの清掃を含んでいます。

それと、もう1点、81ページの清掃業務委託なんですが、これにつきましては、今年度と同様にB Gの清掃を年に2回、ワックスがけを含めて行うということで、予算計上しております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） まず、起債はこうであります。6%、年によっては7%超えるものもあるというようなご説明をいただきましたが、これらの高利の繰上償還ということは、どう考えておられるのか。そういうことについて、お聞かせ願いたいと思います。

それから、清掃についてであります。全く、本庁舎の方の経過でいえば、当初管理業務ということで、かなりの金額があった中で、それをだんだんと引き下げてきたと。その経過の中で例えば公民館ですね、これもなかなか平行、高いところの汚れが目立ったという経過の中で、確か、庁舎が3日間、公民館は2日間でしたか、というような配置。いずれにしろ1週間の中では日割り、交代でやっていただいて、1業者に両方やってもらうという中で、公民館については、本当に見違えるようにきれいになったと。当時、確かそれと同時に土足と申しましょうか、自分の靴で入館可能になったというような経過があったと思うんですね。それまでも、こちらの庁舎は当初は業務委託ということで清掃をやっておったわけですが、ご承知のとおり公民館はもともとは、職員の皆さんなどでやっていたのが経過だったと思うんですね。で、そういう今言ったことわかりますね。それが、元に戻る中で、本当にできるのかというのが、それと、先ほど一応こんな案だという形で総務課長から一例が話されましたけれども、果

たして、その時間で本当にできるのかと。庁舎、夕方にちょっと見ましても6時頃、結構若い職員の皆さんもいらっしゃるといのが一方では実態の中で、どうなのかなというのが率直なところですね。それから、その高窓とかというのは、例えば、今日なんですけれども、そちらのなんていうんですか、西面の昇降口があるかと思いますが、そのガラス窓はかなり汚れているのが実態なんです。あと、ここは利用しないんですけれども、そんなに変わらない状態なのかなと。そうすると、町民優先、要するにお客様、町民を含めて、来客者がまずこちらからと正面を入れて来れるわけですね。年度末ということがあるかもわかりませんが、かなり日数がたっているのだろうと思うんですね。ですから、そういう面で床がきれいになっていてもガラスがそういう状況だというのは、やっぱりお客様を迎えると、サービス事業である役場としてどんなものかなというのは一方で思うわけでありまして。ですから、その両方を踏まえて通常の職員の皆さんの業務、それと新たに入るそういう清掃を含めて、もうちょっと考えていただけないかなというふうに思うんですね。その辺について、再度、答弁をお願いします。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 庁舎のガラスは新年度に入りまして、早々にやっていきたいというふうに思います。

時間帯ですけれども、私は、今、先ほどまだこれから相談してやっていかなくてはいけないということで、申し上げた後に5時ということで話をさせていただいたわけですので、5時までには必ずやらなくてはいけないのかということではなくて、その辺は、今後また各課長さんたちと相談をしながら、時間帯は柔軟に考えていきたいと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 繰上償還ということでございますけれども、ご存知のように、元利償還金には、交付税措置が45%も、100%元利償還に措置されるのもあったり、中には低いものでは30%とか、全くないものもありますので、現在の財政の状況では、繰上償還というのはなかなか厳しいのではないかと考えられるところでございます。

議長（伊藤博明君） 1番、石井君。

1番（石井芳清君） 2007年度の地財計画、財政計画の方は、どうしておりますか。これによりますと、2007年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰上償還を保証金なしで行い、高金利の地方債の負担を軽減をするというような事業がございます。政府資金の総事業費は、地

方債残高3兆8,000億円の枠で会計予算、これは今地方債で議題になっているんだろうと思います。

それから、先般質問しました広域共済、水道事業であるとか、これらが該当するということでもあります。こうした新たな枠組みですね、要するに、これは一般会計質疑でもありましたけれども、今日、資料にも配られておりますけれども、地方財政の危機という中で、やはり、ちょっと先行していた繰上償還もあるかなと思いますが、国としてもこうしたものについて、早めの対応をとっていかないと、要するにほとんど破綻状態になっていると。地方の方が財源的な余裕はございませんから、交付税措置。そういう形で、国が手当をするというような行動をされておるんでございます。

先ほどからありますけれども、限られた財源をどうするかということが大事なわけでありませぬけれども、新たなそういう国や県の動きを敏感に察知して、そういうものをどんどん財源の手当をしていくということが大変大事だと思うんですね。ですから、そういうことがもし事実であれば、御宿町も今さっき答弁あったような形で、7%なんていうのがあるわけですよ。こういうのが多分そんなに金額も、全体的な金額も償還も大分進んでいると思いますから、こうしたものも充分、該当するのではないかと思うんですね。そういう形でもっともっと積極的な情報収集活動、そしてまた、どうしたらいろいろな事業を、財源確保ができるのかということをやっていただきたいと。それは繰り返しますけれども、そういったような上位計画、いわゆる実施計画なり基本計画が先にできていることが当然なんですよ。その中で各課がじゃあその事業をどう構築していくかということなのではないですか。その辺を踏まえて今後の財源の手当について担当者から答弁をお願いします。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 確かに今議員の言われた報道はされておりますけれども、私もある北海道の自治体の破綻の例を見ますと、何らその自治体が悪かったのではないというコメントがあって、政府の地方債の発行の仕方が悪く、なおかつ、それを補完する制度ができていないのが今回の事態になったというようなコメントも出され、近い将来、補完する制度も発足されるというようなコメントを新聞で見ました。そのようなことから、制度化された場合は、当然、私たちも精査しながら取り組んでいきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入りたいと思いま

す。

本案に対する反対意見の発言を許可いたします。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 新年度当初予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

予算総額約27億5,000万円は額として少なくない金額であると言えます。また、清掃センター処分場の安定化への着手や小学校耐震改修工事への早期着手を決断したことは、評価すべきことと思います。そしてまた、予算概要の説明を例年の基本項目から町づくりの基本項目として上位計画の大きな目標の枠組みとして縦割りを配した表現も前進面と評価したいというふうに思います。

しかし、一方で、中学校の学習環境整備が著しく遅れることは、財政計画の反省点と言わなければなりません。歳入と歳出の両面に硬直化が進捗していることは、大きな問題です。特に、昨年主に人件費の削減として約5,500万円の削減をいたしました。財源をつくることも大事なことでありますが、財源を生かすのは人だということを忘れてはならないと思います。それは基本計画と実施計画の策定の遅れに見ることができると思います。

国は、三位一体の改革として自己責任とばかりに脆弱な地方に仕事を押しつける一方で財源も自分で手当せよと、これでは都市と地方の格差は広がるばかりであります。しかし、こうした中であっても新しい考えに基づく財源はあります。例えば、2007年度予算での「頑張る地方応援プログラム」の中の特別交付税として市町村に単年度3,000万円を3カ年間処置するとしています。また、支援処置として、総務省情報関連通信施設整備プロジェクト策定自治体への優先採択。これは、今日、一般質問でも予定しております。また、第3に省庁連携支援として農水省27事業、経済産業省5事業、国土交通省15事業の各補助事業について、優先採択されるというものであります。

こうした新しい枠組みの予算獲得について、国や県の担当者は例えば「小さく産んで大きく育てることが大事」で、大体3年から5年という短期間ですが、それを行えば次もまた新しい同様な繰り返しを実施されるという意味だと思えます。

また、御宿町に来た担当者は、御宿町の予算能力、ポテンシャルは高いと評価しているわけでありです。

夢のある町づくりへのさらなるチャレンジと努力を引き続き期待するために反対の意見といたします。

議長（伊藤博明君） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 賛成の立場から、平成19年度一般会計予算について討論いたします。

平成19年度の一般会計予算ですが、総額27億4,800万円と対前年度比で0.6%の増であります。歳入面から見ますと、三位一体の改革による国の行財政改革の影響により、地方交付税や国庫負担金が大幅な減少になっている一方で、個人町民税や定率減税の廃止や財源移譲による税率の改正により対前年度比49.9%の大幅な増加が見込まれております。しかし、分権化の進展により自立化地域経営が求められる状況において住民の負担もふえております。行政としても様々な創意工夫を凝らし、一層の自主財源の確保が必要と思われれます。

次に、歳出面に関しましては、限られた財源の中で、新たな福祉政策としての地域包括支援センター事業費や教育面における安全と安心のための小学校改築計画は緊急課題として計上されているほか、同改良については、町道0106号線を初め、一步一步、着実に生活道路整備が進んでおります。

しかしながら、土地の買入れ1,200万円や農林水産事業費の県治山林道協会への負担金86万2,000円と一部の予算については、さらなる検討が必要と思われるものもありますが、全体としては、教育、福祉、介護に重点を置いたきめ細かい配慮がなされた予算であると確信し、評価しております。

また、住民の方々の税を中心とした貴重な財源であります。予算執行に当っては、慎重な計画のもとに十分な効果が上がることを期待しております。

さて、本予算に対する私なりの感想、意見を述べさせていただきます。

今回、町長の企業感覚が的確に働いた、そして勇気ある決断が示された予算であると考えます。その代表的な事例は、町長の公約でもある御宿中学校体育館の建設を先送りし、子供たちの安全性の確保といった観点から危険度が高いと判断された御宿小学校の校舎並びに体育館の改築を最優先的に取り組むという勇気ある決断です。これまでの行政運営は、あれもこれもすべて飲み込んでしまった傾向にあります。町長のこうした的確な判断は、バブル期の飽食の時代からスリムで健全な財政運営のターニングポイントともいえる大きな第1歩であったと思われます。これからは、ファーストクラスでなくても、グリーン車でなくても、特急電車でなくても普通列車のように一駅一駅着実に目的地へと進む行政運営が望まれているのではないのでしょうか。

平成19年度予算は、ハード事業から住民の安全安心に主眼を置いた福祉、介護、教育へと足場と移す契機となる予算であると認識しております。それと同時に、行政と議会そして住民が

一体となって、安全と安心を積み上げた本予算であると確信しております。

政治は心です。町長のこれまでの豊富な経験と知恵が凝縮された予算です。きめ細かくそして的確な判断をされた町長に敬意を表し本予算に賛成します。

最後に、町長に1句贈りたいと思います。

“ 思いやる心はるかに寒つばき ”

町長の今回の意欲に敬意を表して賛成討論といたします。

以上です。

議長（伊藤博明君） ほかに本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ほかに本案に対する賛成意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第23号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤博明君） 起立多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第2、発議第1号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明を願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） それでは、発議第1号について、ご提案申し上げます。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 瀧口義雄。賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉軼、松崎啓二、川城達也。

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由であります。地方自治法が改正され、御宿町議会においてもさらなる議会運営に住民の意見を反映することができるように、常任委員会条例の一部を改正するものです。主な内容としては、第2条中、常任委員会委員の定数、5人であるものを4人に改めること。

第7条中、常任委員会の選任について。閉会中においては、議長が指名することができること。当該委員の常任委員会の所属について、閉会中において議長が変更することができること。第2条中の字句を改め、常任委員、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするとき、閉会中においては、議長が許可することができることを加えるものです。

また、第27条中、委員会の記録に電磁的記録によることができることとするものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしますが、第2条の規定は、同年10月1日から施行することとするものです。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第2、発議第2号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明を願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） それでは、発議第2号について、ご提案申し上げます。

御宿町議会議長 伊藤博明様。

提出者 御宿町議会議員 瀧口義雄。賛成者 御宿町議会議員 貝塚嘉軼、松崎啓二、川城達也。

御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由であります。地方自治法が改正され、御宿町議会においてもさらに住民の意見を反映することができる議会運営を行えるように会議規則の一部を改正するものです。

主な内容としては、第14条中の議案の提出について、議員だけでなく委員会が議案を提出できること。第39条中、委員会付託等について改正を行います。また、第73条中、地方自治法の改正による条文中の改正、第117条から第119条中、会議録における改正を行うものです。

なお、附則としまして、この規則は公布の日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（伊藤博明君） これより10分間休憩いたします。

（午後 1時47分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により一般質問も同一の質問について3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 通告順により、1番、石井芳清君、登壇の上、ご質問を願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今日は、大きく3点に分けて執行部の考え方を話していただきたいと思います。

まず、第1点目であります、耐震計画と今後の対応についてお伺いをいたします。

先般実施されました教育施設の耐震結果の内容及び町としての今後の対応についてどのように考えておられるのか。

また、厳しい財政運用の中で、耐震結果を踏まえた補修工事などの対象をどのように実施されていかれるのか。

また、実施に当たっての基本計画。3カ年実施計画など、町の計画にどのように反映させていくのか、まず、お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 御宿小学校の耐震診断につきましては、町3カ年実施計画によりまして、平成18年度に実施することとしておりました。当初は校舎棟のみの診断計画でありましたが、屋内運動場の診断についても9月議会におきまして補正対応させていただき、当時の耐震診断の結果の実施をしたところです。

耐震診断の結果の内容ですが、1月26日の全員協議会においても報告させていただいております。校舎棟、屋内運動場ともに、現地調査や現況調査の結果からは施工上での問題はなく、コンクリートの圧縮強度等につきましても、試験結果は良好で、コンクリートの中性化の進行はないという適正な状態であるということで結果を受けております。

耐震改修促進法では、学校におきますIS値につきましては、判定基準を0.7としております。御宿小学校の校舎、屋内運動場ともに0.7以下の部分があり、耐震補強工事が必要な状態でありました。

現地の調査から、外周の壁、はり、柱に変色や鉄筋のさびによるコンクリートの爆裂、モルタルの欠落や亀裂など、建物の大規模改修工事が必要であるというような所見も出ております。

御宿小学校につきましては、建物の強度が比較的高い反面、建物のバランスの問題や外壁の劣化等が見られることから、弱い部分を補強すると同時に、劣化を食い止める補修工事をする

ことで、耐震性を高めて今後の建物の急激な劣化を防ぐことになるということでもあります。

今後の対応といたしましては、第1に児童の安全確保を図ること。また、地域住民の災害時の避難場所としての役割がありますことから、早期の耐震補強工事、また、大規模改修工事を実施するとして、来年度から2カ年の工事関係費を予算計上いたしまして、本日、ただいま予算の議決をいただいたところです。

この工事を実施することによりまして、安全確保が図れるとともに、建物の耐用年数が延びてくることになると考えています。

後期の基本計画の中にも御宿小学校の施設整備実施については、3カ年実施計画にも盛り込んでおりますことを申し添えます。

以上です。

1番（石井芳清君） 簡単な説明をいただきましたけれども、財政計画でありますけれども、例えば、体育館等については延びたものについて、3カ年実施計画に載っていないわけですよ。それから、もう一つ、今説明を受けた中でわからないのは、それはこれからコンサルにかけてみないとわからないという部分があるのかもわかりませんが、耐用年数が延びるといような表現をされましたけれども、およそどの程度伸びるのか。まず、基本的な鉄筋コンクリートの建物の本来ある耐用年数というのは確かあると思いますよね。先般の中では、それがちょっと短くなったというのがあるかと思いますが、それと、類似施設、すでに全国ではかなりの自治体が耐震化の工事をされていると思うんですね。同じような形、例えば、この間説明を受けたこういう、例えば、体育館であれば同じような屋根のもので落ちたものがあるのかどうかわかりませんが、そうした類似施設があれば、その耐震が、単なる一例で何回も言いますが、コンサルかけてきちんと検査設定しないとわからないというのがあるのかもわかりませんが、どの程度延びていくのかと。

先ほど、例えば、体育館の本校も含めての話になるかと。中学校の話なんですけれども、耐震化とのやりくりで延びたということのようですから、その中でもう一つは、もともと小学校が大幅な改築改修ということで、当然、さっきの一般的耐用年数からして、そういうことも見込まれていたわけですよ。それも多分まだ具体的な基本計画はできていないとは思いますが、大体、平均的なあの程度の規模の小学校で、世界レベルでどのくらいかかるかというのがわかると思うんですね。それとのからみで財政運営はどうかということが出てこないと本当のところはわからないということなんですね。

今言ったような中で具体的に今回の耐震化によって耐用年数がわかりませんが、10年

とか、15年とか、20年延びるとするとすれば、その間、確か、今の現状ですと、10年以内に改築だったというようなお話だと思うんですね。それが、その分だけ繰り延べになるわけですから、それともう一つは、その10年間、やっぱりそういう今回安全の問題なんでしょうけれども、大規模改修ということですから、当然、それにあわせて、一定の教育環境も整備されると思うんですね。具体的な中身は聞いていないんですけれども。それも含めて、今回大規模改修で考えている内容ですね、どこまでやるのか、私はせっかくやるんですから、例えば、床であるとか、一定のものを含めてきちんとやっていただきたい。というふうにすれば、本当に10年、15年、基本的には手をかけずに済むということになれば、小学校についてはそれで学習環境が非常に整うわけですよ。耐震も含めて学習環境はどうなのか。それで、10年なり15年使えるとすれば、それはそれで、先ほどいろいろな議員がおっしゃられていましたけれども、評価すべき内容になるというふうに思うんですけれども、その辺のやりくりが我々はまったくわからないんですね。財源的に。その辺がどうなのかということになってくるんですね。それについて、再度、答弁を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 現時点で申し上げますと、補強工事と大規模改修工事をあわせて実施して先ほど石井議員がおっしゃった内部の補修は含めておりません。改修と補強で1億6,000万円の債務負担行為を組ませていただいております。今後、実施設計をした中で、金額がはっきりするかと思われませんが、現在は、概算で出した中におきましては補強工事とまわりの先ほど申しあげました外壁等、まわりの対応をした概算額を申し上げさせていただいております。

それで、年数ということなんですが、年数につきましても、鉄筋コンクリートの場合、60年はもちますというお話です。現在、御宿小学校の場合、約39年たっている建物です。これにつきましても手を加えることによって、20年、30年は持つでしょうというお話は聞いております。ですから、この大規模改修をやってそのままにしておくということではなく、間あいに手を加えることによって、20年それ以上、もつことは可能であるかというふうに考えています。

以上です。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 現在の3カ年の計画では、中学校のものは計数的には入っておりませんが、中期的なものでは、平成23年度に中学校の体育館の建設に着手したいという考えをもって、基金の積み立て等の計画をしたいと考えております。

1番(石井芳清君) したいと思うというのは、例えば、中学校については、さっき言った基金の積み立て含めて財政運用がとれるというような内容だと思いますね。

それから、小学校の方になりますが、現在、39年ということで60年ですか、20年以上、見込む余地があるということですかね。そうしたら、20年もつような耐震工事をしてもらうべきではないんですか。そういう形で組むべきだと思うんです。

それともう一つ、先ほども言いましたけれども、答弁の中には、基本的な工事、耐震化の工事しか今のところ予定していないということでは、それでは、今だって必要だと思うんですよ。この間、補正の中でゼロ予算という形で、皆さん、本当に汗を流して、ペンキだとか塗っていただきまして大分きれいになりました。しかし、それがどのくらい持つかといったら、知れていますよね。それですでにサッシだって、この間替えてもらったのは、例えば、南面が一番厳しいわけですね。北面は廊下がありますから直接校舎には入ってこない。でもそれは下のところだけとりあえず普段学習しているいわゆる教室ですよ。ですから、特別室含めてそういうものをまだ変えていないわけですよ。それから、サッシは2段になっているんですね。上にもサッシがあるんですよ。それはよっぽど横風が吹かなければ、開かないという話もあるかもわかりませんが、まず、開くのかなということがすごい心配です、はっきり言って。工事するときは、いつ、どういうふうに工事するんですか。それまた業者を入れてですか。学校を一時閉鎖してするんですか。それは二度手間というのではないんですか。そんな余裕があるのでしょうか。休んでいたらそこまでやると。それで、20年間、とりあえず基本的な補修をしていただくことも必要なんだろうと思いますけれども、一応、安心して使えますよというふうにすべきではありませんか。日本で大変はやっていますよね。今回も町長がもったいないという言葉を使いました。私は大変大事なことだと思います。例えば、ヨーロッパなどについても、再生建築ということで、建築工学的にも確立されて、それは寺を文化財に指定したのもきちんと生活できるようにという考え方になりますけれども、そういうふうに物を大切に使いながら、お金を大切に使いながらやっていく、そういうことがすごく広まっているわけですし、そういうものを残す、そういうことが教育なわけですね。我々実践すべきだと思うんです。先ほど、例えば、中学校の体育館の関係で、前倒して環境整備ということで運動場などの整備の要望を出されました、それも当然だろうと思います。予算も含めまして、そういうことが一番最初に出てきているわけですね。だから、町としても当然、そういうものを重点施策としてやっていかれるということでもありますから、そこまできちんと整備されていくことが大事だと思うんです。どうでしょうか。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 先ほどの私の答弁の中で大規模改修にしては、周りの基本的なものだけという答弁をしたんですが、実質設計に入ります前に、いろいろ調査が入ります。当然、弱い部分等出てくると思いますので、それらを含めまして設計に当たりたいということで、先ほど申し上げました答弁の仕方が非常にうまく表現していなかったということで。

1番（石井芳清君） どこまでやるんですか。

教育課長（田中とよ子君） 大規模改修、全体的なものを見てということで解釈していただけたらと思います。

例えば、今、サッシの話が出たんですが、周りについて、そのようなサッシの状況が悪いところがあれば、当然直していかなければいけないという、そういったものを含めてということで、解釈をしていただけたらと思います。

1番（石井芳清君） そうしますと、先ほどお話ししましたリフォームという。私は直すべきだと思いますよ。壁も床も含めて。きれいにされている部分もありますけれども。それから、壁を塗っていただきましたけれども、いわゆる腰板から上については剥離が相当進んでいて、塗れないという状況があったじゃないですか。もともと新品同様にするには、かなりの金額がかかるんでしょう、予算が。それだってかなりかかるんだと思いますけれども、どこまでちょっとわからないけれども。それがわずか1万円ぐらいのプラス予算でできるとすれば相当突っ込んでやるべきだと思いますよ。例えば、玄関などについてもあんなちょっとという感じじゃないですか。玄関の周りの側溝などについても、前から要望がありましたよね。水はけの問題とかあるじゃないですか。そういうことも含めて。

それから、例えば、校舎と体育館との連絡通路、あれはもう新品ですよ。あれだって今現状では雨が降ると濡れますからね。空が見える状況がありますから、それも含めまして、やっぱりきちんと今後するものも調査されると思いますし、もう何回かの答弁をもらっていますので、これで終わりにしたいと思いますけれども、建設委員会というのは、確か中学の施設の建設委員会だったと思うんです。これは、そういう面ではそういうものがないんだと思うんです。それを、一定の中できちんと協議されてよりよいものにしていくという対応が当然今後必要だろうと思うんです。私はその方がやはり後世に課題を残さないこととなると思うんです。わずかな予算でできるんだったらやろうじゃないかという話は当然出てくるじゃありませんか。そうしたら、先ほどの話ですけれども、いや、ちょっと待ってくれよという話だってできるでしょう。で決まりましたと。やってみたらこの分まだここが残っていますということでは、ど

うなんでしょうか。今後、予算も先ほども追加しましたけれども、実施に当たってそういう場所をつくっていただいて協議されてせつかくやるんですから、よりよいものにしていくという体制づくりが必要ではないかなというふうに思いますので、今後、協議を求めたいと思います。

それから、次に、その今回やられた耐震対策ですね、これらの国からの指導内容がどうであったか。

それから、改修内容について、お伺いをしたいというふうに思います。2つですかね、一応教育施設と公共施設全般にお考えがあれば伺いたいと思うんです。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 指導内容ということですが、文部科学省の方から公立の義務教育小学校等施設に関する施設整備基本方針というものが平成18年4月24日付けできております。それらにつきましては、学校等の具体的な耐震化の目標を設定して、それによって早急に耐震診断を実施して緊急性を要するものから計画的に耐震化を図っていくということで通知が出ております。そのような中で今回、屋内運動場についても、9月の補正予算をさせていただいて診断の実施をいたしました。

また、もう一方で公立学校施設の耐震化の推進ということで、今後の耐震化を推進するに当たって、今までは建て替え方式を推進していたんですが、建て替え方式から耐震補強改修方式に重点を移すようにということで通知がされています。

今回、御宿小学校につきましては、早期の対応を図れたということで、19年、20年度でその対応を図らせていただくものです。

以上です。

1番（石井芳清君） これも先ほど最初に聞いてしまえばよかったですね。それ以前からこれは出されておったということだろうと思います。さらに、最新の状況だと思います。それから、そういう面では今おっしゃったとおりに繰り返しますが、やはりきちんと改修工事をなさるというのが方針であると思いますから、そういう点において先ほど私が言った形でやるのがさらに効果的だということだと思いますので、今後の対応をお願いしたいと思います。

次に、ごみ処理について伺います。

広域ごみ処理施設の建設については、平成19年度稼働を目途として計画され、さまざまな協議検討がなされてきたと思われませんが、現在の進捗状況及び協議の内容について回答をお願いをいたします。

また、今後、御宿町はどのような考え方で広域事業に参画してくのか、具体的な考え方を示

していただきたいというふうに思います。

あわせて広域ごみ処理施設の動向によっては、いすみ市とのミニコミ事業の展開、これは廃回収を含めてということだろうと思います。御宿町のごみ処理施設の考えについても変わってくると思われませんが、今度のごみ処理と当町の施設運営について、この調整協議というか、両方いくということなんだろうなと思いますけれども、その対応について、要するに2本立てだと思っんですね。これについて伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それではまず、広域ごみ処理計画の進捗状況ということですが、これにつきましては、広域ごみ処理施設の建設予定地という格好で、いすみ市地先の山田という位置で予定地が示されておりましたが、これに対しまして、平成14年の8月25日に当時の上布施区長、実谷・七本区長連名による意見書として、広域組合あてに13項目が提出され、受理はされたまま協議をされないということで、正式受理されながら現在に至ったということです。

最近の協議状況ですが、平成19年2月23日の夷隅郡市広域行政組合の定例議会の一般質問に対する答弁の内容要約でございますが、これにつきましては、現在の建設予定地の変更も視野に入れ、今後の計画を推進していく必要を感じております。それぞれの関係地域の住民の意見を尊重するとともにこの内容については、重要なことありますので、慎重に対応する必要があります。今後については、組合、議会議員を含めた検討委員会を設置し、計画推進に当たるというような内容だという回答の内容を伺っております。

次に今後ではどのように広域事業に参画するのかというようなご質問でございますが、これについては、今お話ししたとおり、そもそも国、県の廃棄物処理施設の広域化計画を受け、国の補助金対象事業として平成19年度を稼働目標として改造を行い、ミニ広域としての夷隅郡内の3施設の可燃ごみ処理をしているところですが、現段階では、19年度の稼働は不可能な状況にあります。

今までどおり、これにつきましては、早期実現に向け広域組織の一員として協力していく所存でございます。当町の関係地域では真っ向から反対であったものがこのごみ処理施設の建設に対する意見書として条件提示をしたわけですから、これらの条件に対する対応を明確にした上で、関係地域の意見をよく聞きながら、参画してまいりたいと、そのように考えております。

次に今現在のいすみ市との関係のミニ広域の中の稼働にかかわる今後の施設運営というようなことだと思いますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ミニ広域の位置づけとして平成14年12月1日からごみ処理事業等の規約に基づき、旧大原町の可燃ごみ処理を

しているところですが、本規約の期限は、広域ごみ処理施設稼働までとなっておりますので、広域のごみ処理施設稼働までは、修繕等を行いながら、最少経費で維持管理していかなければならないと考えております。

広域化の前提といいながら、ミニ広域再設の維持管理経費は、それぞれの自治体が計画に基づきお互いに負担している状況であります。経費負担の考え方ですが、広域化の前提としての施設運営でありますから、今後、それぞれにつきましては、広域経費としての負担としての位置づけであるべきかと、そのように考えます。

以上、3点についてお答えいたしました。

1番（石井芳清君） 広域の状況であります。今、説明を受けたとおり、19年度までの目途というのが全く実現できないというのが実態であると思います。先般、今年も個人委員で説明を受けた中では、新規にこれくらいやっても、最低限ですね。実質的にはそれプラス最低でも2年前後ですから、8年はどんなに前倒しても最低の期限が必要なのかなというのが実態であろうと思います。そうしますと、今、課長の説明があった、特に、上布施地区の施設がどうなのかと。完成までということの表現を今されていましたが、それはそうなのかわかりませんが、確か、今の現有施設、私も建設委員会にありましたけれども、19年度までの稼働ということの中での、暫定的な補修ということで、確か、御宿町は進んできたと思いますし、ほかの2施設もそのように聞いております。

そうしますと、今の例えば今後されて8年の期間というのは19年度以降はもう補修計画には入っていないわけですよ。ですから、簡単に言えば19年度以降、いつ壊れてもわからない事態が発生すると。もしくはもう19年度まで持てばいいということで、ぎりぎりの整備をした関係が確かにありますよね。確か、当初の計画よりも大幅に減額をして、1回目の候補になったということが御宿だったと思います。

それと、もう一つは、それではそのときの話の中では、御宿町としても今度我々が当事者となって、地域に対するいろいろなごみの問題、合意形成があったと思うんですね。処理場。そのとき確か井上現町長が最初の予算議会だったと思いますけれども、そのときも公約の中で事業費ゼロという発言がされて、それがどう実現されるのかという中で、地元ともさまざまな協議がされた。そして、初めて協議に至ったという経過があると思うんです。その中にも一つして、今日、当初予算にもありました安定化の問題ですよ。そういうものもその中に入っていたというふうに思いますね。

ですから、具体的に広域処理施設が稼働しないという中であって、当町は当町で、当町なり

のそういう個々の問題をクリアしていかないと次に進まないというのが実態だと思うんですね。ですから、その辺を今後具体的にどうするのかということの中身を聞きたいということなんです。

それから、多分そういう面では、第2期の大規模改修というのが当然必要ではないかというふうに思うんです。私は今ちょっと課長もおっしゃられましたけれども、そのときの財政については、やはりこれは広域という観点の中での整備と。前回もミニ広域という広域的観点の中での国からの補助金をもらって整備をしたわけでありますから、ところがそのときは、やるときはこうやりなさいよということだったんですね。例えば、勝浦は勝浦だ、御宿は御宿とどこにしよう。で、いすみは夷隅町と岬で組合をつくっていたわけですけども、そこに大多喜町が入るという形で、それは勝手に話しなさいと、簡単な話をするとね。そういう形だったんですね。今回それはまずいことなんです。やはり広域ということであるし、また、本来だったら、19年度から、今年の新年度から新施設が動いていなければいけないわけですよ。そういう責任の処遇も含めてこれはやはりきちんと広域の中で音頭をとってもらって、そういう財政面は広域にさせていただくと。その中で関係が、当時は1市5町、今は2市2町になりましたけれども、2市2町でしかるべき分担でその財政を対応するということが大事だと思うんですね。先般、私はそういう話はしましたけれども、町としてはそういう気持ちがあるのかを含めてそういう話を伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） ただいまの暫定の稼働に向けて従前からある施設の地元に対して平成13年度当初予算の協議時に地元と調整してきたという話を伺いました。それについては、19年度稼働を目標とした現在の考え方で施設改修を行うというようなことをご理解いただきたいというなお話で、今後、それが延びた場合はどのような対応をするんだというようなお話も確かに出ておりました。その状況が延びるようであれば、はっきりとしたときには、その説明を再度地元させていただくというようなお話を確かさせていただきます。それについては、今回の広域の施設の位置状況が、再度、今現在できないというようなお話のまま次の対応をどのようにするのかという形も当然はっきりした上で、地元の説明する必要があるというようなことで、それらの内容見解がある程度説明できる段階の位置になりましたら、19年度中に説明する必要があるというふうに考えます。

それから、大規模改修あるいはミニ広域の中での改修事業についての負担の考え方というお話ですが、石井議員おっしゃったとおり、ミニ広域でそれぞれが組み合わせを組んだことまで

は、それはそれで結構だと思うんですが、その負担についてどのように担保していくかという考え方については、当然、広域を前提としたものの考え方で、あるいは現在であれば2市2町の全住民、関係者がその負担を負うべきで、同一の負担に乗るべきではないかというふうに考えます。つまり、広域化の負担で統一的に負担するべきではないかというふうに考えます。

1番（石井芳清君） ちょっと、聞き漏らしたかもわかりませんが、第二次の例えば施設については、そういう改修が必要なのか、必要じゃないのかというのをちょっとそれは、

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 今後の改修につきましては、今現在平均的に大体どこの施設でも3,000万円ほどかけて維持管理しておりますが、それについては、経常的特段その負担経費をかけていけば先ほど言われていました何年かかるだろうというその期間の対応については、一定経費で何とか保持できていこうというふうに考えます。

1番（石井芳清君） わかりました。今のが実態だろうと思いますし、今後、先ほども説明ありました。議員も含めたそういう協議部会をつくられるということですので、今後具体的な話が煮詰まっていくのかなというふうに思います。実際これまで全く進んでいなかったというのが実態だろうと思います。今後、進捗を求めたいと思います。

次に進みます。

町内のごみ処理についてであります。リサイクル3Rなどという言葉がありますが、ごみを資源として位置づけ積極的な活用について、今後の対応について、また、資源化の推進の取り組みについての考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） ただいまのリサイクルの3Rというような格好で、循環型社会を構築する上での重要かつ不可欠な施策であるというふうに考えております。町といたしましては、このリサイクルの考え方について、それぞれの利用状況あるいはある一定の団体等で取り組んでいただけるよう、積極的に取り組んでいきたいとそうように考えております。

1番（石井芳清君） 新年度もしくは、今後具体的に例えば協議中だとかということはあるでしょうか。

そして、その内容がどういう効果を発揮するというふうに考えておられるんですか。いわゆる今おっしゃられましたけれども、ごみ適正処理化。また、ごみ経費の縮減に向けての取り組みであると思いますし、町長から提案されております住民参加の取り組みというのもその中に、環境というのは、わかりやすい形であられるのかなと思っておりますので、その辺について、

考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） この考え方につきましては、平成17年度では実際にはごみ処理そのものでリサイクルまで含めると、総経費1トン当たり3万4,000円程度、必要経費としてかかっています。つまり逆にリサイクルをやっていただけることによって、その分が削減できていくと効果も出るということです。現在、久保区では、毎月町民清掃の日に古紙回収をやっていただいております。今後も順次やっていただけるところを増やしていきたいというような考えで進めておりますが、19年度についてはほぼ固まりつつあるのが、上布施区が第3日曜日の町民清掃の日に古紙回収をやっていただけるというようなことで、これは順次増えることによって総経費を削減することができるというようなことで、今後、焼却経費に効果が上がってくるというふうに期待しております。

以上です。

1番（石井芳清君） 今後、進めていかれるということと、新年度において上布施区で予定されているということでもありますけれども、第3日曜日ですか、検討しているということでもあります。最後の分でわからなかったんですけども、大体、およそどの程度のものが見込まれるのかと、アバウトで結構なんですけれども、増えて区民自ら努力して今も高齢者だとか、独居とかを含めて大変な中で区もいろいろ経費がある中で、それも上げられないというのが実態だろうと思うんですね。その辺で、皆さんの協力が得られれば一定の収入があるということだと思っておりますけれども、今大体想定してのどの程度あるのかなと、もし推計できていれば。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 現在、上布施区で大体40トンから45トン程度というふうに想定しております。それにつきましては、町の古紙回収を依頼しているところ、つまり、新年度については、一番高いところといいいますか、入札で見積りをやってそれで一番高いところに売却するという格好になっております。町の補助金もまた検討していきたいと、そのように考えております。それについては、キロ3円というような格好で、子供たちが今廃品回収等を行っているものと同じ制度を使いたいと、そのように考えております。

1番（石井芳清君） あわせて数10万円程度の見込みがあるということでもいいですかね。

建設環境課長（井上秀樹君） そのように考えております。

1番（石井芳清君） 逆にその分は、今まで回収していた職員の手間が割けるということに逆に言えばなるというふうに思いますので、上げ下げで相当大きいと思うんですね。一方で、

その上げた分というのをほかのいろいろな事業、どこにも活用できると。それから、これは要望なんですけれども、今リサイクルボックスがありますね。その利用についてもなかなか当初から見て出す形態が一応お知らせして、今週はこういうものを集めますということで出しているんですけども、その分別だとかを含めて、やはりなかなかきれいになったような状況もありますし、できればこういう事業をせっかく提案されているわけですから、そういう説明の意味とかも含めまして、そういうものを先ほど冒頭で言ったことをきちんと町民に説明すると。

それから、こういう機会以外にも、町でさまざまなイベントだとか、事業をやっていると思うんですね。今年は残念ながら町民大会がないというようなお話もあるようでありますけれども、そういう場所にそういうものをもってというか、展示だとか、啓蒙するような場所をとっておくということも大変大事ではないかと思うんです。これは答弁要りませんけれども、今後ぜひ、新年度にまた検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

地上波アナログテレビ放送の停止に対応する問題について質問をいたします。

日本全体で約1億台のテレビがあるというふうに言われております。デジタルテレビの普及は、現在約1,500万台というふうに言われております。年間のテレビの出荷台数が約1,000万台ということですので、残り8,500万台分が更新が必要であろうと。先ほどの推移でいけばあと8年以上かかると。単純計算で。そういう時代だと言われております。ですから、11年度には電波を停止しますよというのが、完全な破綻だろうなどは思うわけではありますが、しかし、そういう事態が来るとということも想定をしていかなければならないというふうに思います。

先般、本町各有線テレビ組合を主に対象といたしましたNHKによる説明会が開催されました。私もそのとき参加していろいろな細かい話も聞きましたが、率直に申しまして、大変課題が大きい内容だというふうに感じました。その後の状況について、説明を伺いたいと思います。

また、一般の住民においては、デジタル放送に代わった場合の経費の負担、それからデジタル放送の内容、デジタルといってもいろいろな言葉がありますから、そもそもよくわからないというのもありますので、その辺の周知啓発も含めて、現在の状況について答弁を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 地上デジタルテレビ放送の完全移行までは4年数カ月となっ

ております。1月22日にNHK千葉放送局を招きまして、役場で地上デジタル放送についての説明会が開催され、町内の各テレビ組合を対象に放送の内容や受信方法の説明があったところです。その主なものに関しましては特に大きなデジタル放送に関することは動きがなく、行政といたしましても住民がインターネットなどで収集できる情報以上のものはまだ出ていないという状況でございます。また、そういうものの周知啓発についてでございますが、これまで、放送に関することについては、各テレビ組合が主体で行ってきたところですが、地上デジタル放送への完全移行は地域共有の問題であると町としても認識しております。デジタル放送を受信する場合の経費負担や各家庭での個々の対応など、今後は、NHKまたは総務省と連絡を密にしながら各テレビ組合と協力し、広報等を通じて、住民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

また、具体的には、先週総務省より4月中旬には総務省から御宿町に出向いてテレビ組合を対象に説明会を開催するという連絡をいただいているところでございます。

1番(石井芳清君) 総務省の方もやはりここにきて、各市町から要望が出されまして、具体的な対応を取り始めたというのが実態ではないかなと思います。当初、御宿町のような難視聴地域においても個々対応しなさいということであったようでもありますけれども、今般は当初と比べてさらなるというのが実態でありますので、これも交付金の対象利用とするというような話もされておるようであります。

この地上デジタルでありますけれども、例えば、インターネットだとかを含めまして、メディアを流すそういう情報網ですね、それは非常に多岐にわたるとというのが実態のようであります。御宿町でどういう情報網を構築していくかということが私は非常に大事になると思いますし、もっと簡単に言いますと、共同組合に入っていない、要するに東京からのテレビのアンテナ、電波を直接受信している家庭ですね、これは先般、NHKの技術部長に直接質問いたしましたら、多分そこは映らないだろうと言っていました。今までは多少のチラチラが入っても受信できたんですけれども、デジタルですから、ゼロと1、映るか映らないかどっちかなんですね。ですから、多分、そういうところは難しいだろうということでもあります。

それで、共聴組合に入っているところに新たに入るということは、この間の経過を見ますと大変難しいというのが実態であろうと思います。また、本町はさまざまな形態の共聴システムがあるというふうに理解をしておりますので、今後そうしたものについて、対策協議会みたいな、また同じような話になってしまうんですけれども、そういうものを設置して、連絡協議をして、そういう対策を全体としてやらないと、結局今直接受信できている人たちが個々であり

ますから、利益代表がないわけですよ。ですから、直接意見をいうところもありません。それから、マンションなんかと同じだと思うんです。あそこも確か直接受信で、中で共聴システムをとっていると思いますし、ですから、そういうさまざまな形態がありますので、先進的な自治体というのは、そうしたものの基本計画を策定して、そういうものを採択していただいて、補助金をもらって運営しているというのが実態だろうと思います。そういうことも含めまして、例えば、情報通信審議会、これは総務省の中にあるわけでありましてけれども、これは平成18年8月1日に総務大臣に提出した答申なんですけれども、88ページから、100ページ近い内容になっています。ここにかなり細かいことが網羅をされていますし、そういうものも我々御宿町としてきちんと研究した中で、今後、あるべきそういう情報網を含めたものの構築というものをしていくと。最低限でも2011年までの対応について、やはり安価でしかもきちんと対応できるというような施策を行政としても、これは当局に答えを求められているわけですから、基本的に。そうした体系づくりをしていく必要があるというふうに思うんですけれども、それについての考え方を伺いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 確かに今まではこのデジタル放送の問題が起きる前までは、ほとんど地方公共団体が放送事業に対してのいろいろと携わりですか、そういうものはあまりない状況でございました。今、石井議員から言われた情報通信審議会の答申でも、国から市町村に対する情報提供を充分にして従来のテレビ100%見られるのがデジタル化になっても100%見られるよう、放送事業者にそれを課していますので、御宿町は、特に特異的な地域と、NHKの方でも言われておりますので、御宿町の実情を総務省の方に発信し、また先ほど言われました連絡協議会なるものも当然町が調整役となっていかなければならないものと認識しております。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。団塊世代の獲得に向けての方針の一つでもあろうかと思えます。ぜひ、そうした面での整備も怠らないようにしていただくことを求めまして、一般質問を終わりにさせていただきます。（拍手）

議長（伊藤博明君） これより3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時52分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時12分）

白鳥時忠君

議長（伊藤博明君） 通告順により、9番、白鳥時忠君、登壇の上、ご質問を願います。

なお、白鳥君に申し上げます。重複している質問が多いので臨機応変にお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問させていただきます。

今、議長が言われたように1番の質問に関しては、先ほどの石井議員の一般質問の答弁にありましたので、あと、2番のものに関しても、予算審議の中で答弁していただいておりますので、重複いたしますので割愛させていただきます。

3番だけですので、短いですが、よろしく申し上げます。

なお、この質問に関しては、御宿町の住民の皆様定期的に災害に対して意識していただくという意味で質問をさせていただきますので、簡潔にお答えいただきたいと思います。

それでは、3番、大規模災害に対しての行政の対応について、質問させていただきます。

大規模災害ですが、住民の災害避難場所の周知徹底は、今までもいろいろな形で行われてきたと思いますが、今、現在どのように行われているのか。また、今後どのようにするのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） ただいまの質問でございますけれども、災害時の避難場所につきましては、町地域防災計画に各小学校、中学校、公民館等10カ所を指定してございます。この避難所につきましては、広報紙や町各所に設置してございます誘導看板等を通じまして住民の方々に周知をしております。平成16年度全戸に配布した御宿町の防災マップにも避難所について表示しております。

今後につきましてはですが、引き続き、広報紙やホームページによる周知を行うほか、津波浸水予想や避難路などを盛り込んだハザードマップを19年度地域の皆さんの協力をいただきながら作成をしたいと考えております。そういった作成する機会に、皆さんお集まりの機会を利用しながら防災意識の高揚と避難所の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。住民の皆様にも避難所について家庭で確認し合っていただくなど、日ごろの備えをお願いしたいと存じます。

また、避難所を開設した場合には、開設情報を町防災行政無線にて放送をするとともに、広報車、消防車の車両による呼びかけ、さらには自主防災組織、消防署、警察署等の関連機関と連携し周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

9番（白鳥時忠君）では2番の災害時、起きてからのことですが、そのときの住民全体の避難誘導はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君）吉野課長。

総務課長（吉野健夫君）避難誘導でございますけれども、これにつきましても、町の防災計画において避難所へなるべく地域単位で避難所へ誘導することとされてございます。毎年行われる避難訓練におきましても各自主防災会で指定した一時避難場所へ班、組単位で集合をいただきまして、集団で町指定の避難場所へ移動する訓練を行っております。

町といたしましては、避難場所の開設時等の非常時には、防災無線等によりまして災害の情報を的確に住民に伝達するとともに消防団、自主防災会、関係機関等と協力し、安全な避難経路の情報提供と誘導を行っていきたくて考えております。

9番（白鳥時忠君）災害に対しての周知徹底のことでちょっとお聞きしたいんですが、お知らせ版とか、先ほど言われていた防災無線等、いろいろ周知を行っていると思うんですが、お知らせ版等で定期的に行っていると思うんですけれども、頻度としてはどのくらいの間隔でアナウンスをしているんでしょうか。お知らせ版とかに防災に関して載せますよね。

議長（伊藤博明君）吉野課長。

総務課長（吉野健夫君）これは、毎年9月に訓練を行っているわけでございますけれども、そうした機会を利用して出しています。

9番（白鳥時忠君）では、3番の災害時の家屋の倒壊が深刻な場合、避難場所の方に皆さん誘導されて避難場所の方で時間を過ごすと思うんですが、その際の飲食料の確保、これについて、どのように、現状はなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君）吉野課長。

総務課長（吉野健夫君）大地震等によりまして、家屋を失った方々におかれましては避難所での生活をお願いすることになると思います。想定人数につきましては、10カ所の非難場所での収容人員が2万6,000人とされています。これは屋外での避難所をも想定した収容人員でございます。当然、雨風をしのげる体育館、校舎等の屋外での避難生活が想定されますけれども、この収容人員につきましては、避難所の計画にある3.3平方メートル当たり2名として

想定した場合には8,000人程度が収容可能ではないかと考えております。

飲料水でございますけれども、被災状況にもよりますが、町防災計画では、給水能力として配水池に1,459トン、これは1人当たり1日5リットル使用するとして住民全員の34日間に当ります。また、予備といたしまして浄水場に145トン、これも1人当たり1日5リットル使用するとして住民全員の約3日分を保有しているとされております。

また、プール等の水を浄化する装置も現在2台保有してございます。飲料水を確保できない場合には県、自衛隊等に応援を求めることとしてございます。

なお、一時緊急的な措置が求められることを想定しまして、ペットボトルの飲料水を960リットルと生活水3,500リットルを備蓄をしているところでございます。

いずれにしましても大災害が発生した場合に町を初めとする防災機関が総力を挙げて防災活動に取り組みますけれども、災害が大きくなればなるほど、その対応は充分に対応することが難しくなります。そのためには、各家庭におかれましては食料、飲料水、生活用品等を備蓄していただけますように、今後もこうした啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

9番（白鳥時忠君） ありがとうございます。災害に対しての住民の自衛に対しての意識づけ、今回の質問に関しては、私の場合は次回の議会だよりでお知らせしていただければと思いますので、いろいろなさまざまな形での住民への周知徹底、また避難行動、災害が起きてからの迅速な対応、さまざまな災害に対して最少の被害で防げるよう、いろいろな形での口、アナウンスを今後ともしていただき、住民の安全を守っていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

瀧 口 義 雄 君

議長（伊藤博明君） それでは続きまして、8番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問を願います。

（8番 瀧口義雄君 登壇）

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口義雄です。議長の許可がありましたので一般質問させていただきます。

国保国吉病院についてですけれども、再三質問しておりますけれども、3月9日に入礼会が完了したということを知っております。その結果また伺うと思っておりますけれども、まず、3つに分けて聞きたいと思っております。

まず、入札に関する事。建設に関する事。供用経費、それから今後供用後のことについて、3つに分類して聞いてみたいと思います。

そういう中で、私たちは御宿町議会、昨年の12月25日に長野県波田町の波田総合病院を視察しました。この病院は指定管理者制度を導入しておりまして、来年度から黒字経営に転換するという事を聞いております。また、病院でもいろいろな改革を行っておりまして、見学会とか、病院機能評価を積極的に導入しております。国保国吉病院も新たに供用が開始されるときに経営に当たり、専門的なノウハウが必要な事を踏まえ、副管理者として国保国吉病院議会に指定管理者制度の導入案の提案をする意向はありますか。これは第1点の質問です。

また、病院改築工事の予定についてですけれども、着工、竣工、解体、備品充器の整備、供用開始は大体どのくらいになりますか。いつごろになりますか。

それと一応入札が終わりましたので、起債の額、利率など具体的にわかりましたら教えていただきたいと思います。

それと現時点の構成町の負担額はどのようになりますかと。

それと新聞等では言われておりますけれども、公立長生病院も医師不足、市原市の国保市民病院も大変医師不足に悩んでいると聞いております。そういう中で、供用時に診療科目がどのくらいになるのか。それに対する医師の供給、供給については失礼なんですけれども、医師の確保はできているのかと。その辺をちょっと具体的に教えていただきたい。

それと入札結果ですね。あわせてお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） それでは、順序が不同になるかも知れませんが、去る9日の入札の結果を申し上げます。

参加業者は8社でございました。金額を読み上げます。大成建設株式会社38億円、安藤建設株式会社35億7,800万円、株式会社浅沼組3,720万円、西松建設株式会社35億4,000万円、株式会社ナカノフドー建設35億8,000万円、東急建設株式会社37億4,000万円、戸田建設株式会社38億円、三井住友建設株式会社36億9,000万円、以上の結果、最低者、西松建設株式会社35億4,000万円に対します消費税相当額1億7,700万円を足しまして37億1,700万円で落札金額ということになります。

それから、病院の診療の配置ということで、先般、議員の皆様方にお配りをしてありますが、これは国吉病院の方へ申し込みをしまして、今日の定例会に間に合うように病院の診療の先生方の配置ということでお願いをしまして、こういうことになってきましたので、参考までに

ひ見ていただきたいと思います。

それから、かねてから御宿町で申し込みをしておきました巡回バスの件でございますが、新年度予算に計上をしたという話を承っております。それで、経路等ははっきりしませんが、朝1便、帰り2便、大方このような形で御宿町から大原を経由して国吉病院へと、こういうことで管理者から話を伺っております。

それから、指定管理者制度のことですけれども、国保国吉病院につきましては、国吉病院の組合議員を初め、町議会の皆様方のご理解とご協力をいただきまして、副管理者として申し上げるところは、私は、いつも言っているそのように認識しております。

さて、病院建設につきましては、医療制度改革や医師と看護師不足なども大変厳しい状況となっております。病院改築事業のこれまでの経過におかれましても、幾度となく協議がされてきたところは、皆さん方ご承知のとおりだと思います。医療を取り巻く環境や時代の変化の中で国吉病院も大きく変わる必要があり、構成市町の財政状況も硬直化をしていることから、これまでのような赤字補てん的な繰り入れの方針については、原点に立ち返って考えていかなければならない。平等、かねがね申し上げているところでございます。昨年10月4日付けで、国保国吉病院移転新築事業に関する今後の経営方針について御宿町議会と御宿町の連名で管理者への意見書も提出したところでございます。その意見書の中でも診療医受け入れに当たりましては、企業会計の理念を踏まえ、一例として公設民営の方法もあるのではないかと。そういうことも視野に入れながら、構成市町の負担のあり方についても考えていただきたいと思いますということは重々伝えてあります。それを受けまして、太田管理者は昨年10月に開催された国保国吉病院組合会の冒頭のあいさつで今後の国吉病院の目指す方向について、診療収入を上げる仕組みを考えながら構成市町の負担をできる限り押さえ、医療施設の充実と構成市町の住民に必要とされる医療を行っていくことが、住民の負託にこたえることではないかと、そのようにも言っておりますし、新病院開院までにはコンサル業務を行い、経営改善だけでなく職員の意識改革も行っていく必要があると、そのように申しております。

経営改善の手法として公設民営方式や指定管理者制度の検討もするように提言もしております。つきましては、国吉病院組合議員による皆様におかれましても、そのように要望されることを皆さんにお願いいたしまして、私の答弁といたします。

以上です。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、3点ご質問がございましたので、お答えをさせて

いただきますが、あらかじめお話し申し上げますけれども、事前に議員から通告いただきました内容を国吉病院事務局の方で回答いただいておりますので、それに基づきまして回答をさせていただきます。

まず、1点目の着工、竣工、解体工事、備品什器の整備、供用開始はどのような日程になりますかというご質問につきましては、着工につきましては、契約締結後の3月下旬になります。建物本体工事の竣工期限は、平成20年9月末日となっており、その後、開院準備、移転期間を設け平成21年2月頃に開院予定です。開院後、現病院建物の解体工事が始まります。什器備品の整備はこの開院準備期間に行うこととなります。

次に、2点目の起債の額、利率などというご質問でありますけれども、建物本体工事につきましては、3月9日の入札結果により昨年5月18日に行われました平成18年第3回病院議会議員全員協議会でご提示した病院本体工事予定事業費38億6,400万円と比較して1億4,700万円減額となりましたので、1年当たりの償還額につきましては、昨年5月18日に同じく提出いたしました経費負担見込み額の新病院建設の償還元利金分では、800万円弱の減額が見込まれます。しかしながら現段階では当時資料を作成した借入予定利率の範囲内ではありますが、借入利息が上昇してきておりますので、今後の借入分についての利息が予定利率を上回ることも考えられますことから、現時点では5月18日に提出いたしました負担見込み額の範囲内とお考えいただきたいと存じますということであります。

3点目に医師、看護師が不足しているということ等のご指摘でありますけれども、新病院の標榜を診療科目につきましては神経内科を新設、婦人科を産婦人科に変更の予定で、全部で15の診療科目になるわけであります。また、人工透析を新たに始める計画です。診療科を充実させるべく努力をしておりますが、医師不足が大きな壁となっております。医師卒後臨床研修の実施制度による一時的な供給不足については改善される見込みではありますが、新病院開院に向けて医師確保が重要な課題であり、医師確保をあらゆる手段を使って行ってまいりたいと考えております。

現時点で新年度当初の医師の状況につきましては、本年度と同程度の確保を見込んでいます。また、看護師につきましては、確保に努めておりますが、新年度当初3人程度の不足となる見込みであります。

8番（瀧口義雄君） 町長の答弁の中でちょっと2、3聞きたいと思っておりますけれども、バスの件ですけれども、これは国吉病院が運営するのか、それとも外部委託するのかとその1点と、それでこれにかかる経費がどのくらいになるのかと。

それと、公設民営と指定管理者制度の違いですね。これをちょっと説明していただきたい。

議長（伊藤博明君） 町長。

町長（井上七郎君） 金額の方は、前期後期で確か800万円ぐらいだというふうに、きちっとした数字ではありませんけれども、大よそ、前期400万円、後期800万円。外部委託ということになるということで、新年度早々から運営をしたいと、こういうふうに言っております。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 指定管理者制度と公設民営方式の違いということでもありますけれども、公設民営化方式は一口で言いますと、管理の移行方式であるということでもあります。この公設民営方式をとりますと、その後に補助金の要求とか、そういったものが課題になってくるといことが指摘をされているところであります。

指定管理者制度については、すでにご承知のとおりでありますけれども、目的としましては住民サービスの向上、行政コストの縮減というようなことで、民間のノウハウを広く活用していく制度であります。

8番（瀧口義雄君） 要するに公設民営だと赤字補てんを自治体がしなければいけないと。指定管理者制度だと、管理者になった経営努力によっていかようにもなると。問題は指定管理者が現れるかどうかという問題が一つありますけれども、ぜひ、指定管理者制度の導入を提案していただきたいと思います。

それとバスの件ですけれども、患者さんが利用できるように、もっと利便性が良くなるということなんでしょうけれども、またこれで赤字が膨らんでいくようなことがないように、ぜひ、検討していただきたいと思います。

そうしましたら、今度は入札に関してお聞きしたいと思います。

終わったことですが、終わってはい、そうですかという状況にはないと思います。まず、昨年ですか、聞いたときは分離発注、4分割すると、4分割の利点を国吉病院の事務局長ですか、とうとうと並べてくれましたけれども、全部逆の形になりました。一括の方がいいという質問をしていたんですけれども、分離発注の利点を並べて結局は一括になったんですけれども、そこに至る経緯ですね。要するに単価の違いとかいろいろあったと思うんですけれども、その辺の不始末をどうするのかと。結局入札が不調に終わったことで経費がかかっていると。この経費はだれが持つんだと。当然、それは設計会社が持つべきものだと思っております。また、それに要求すべきだと思っております。

それと、もう一つは、分離発注して一方的に発注者が変更したんだって、何の過誤もないと。

残りの3分割の方です。これには相当な経費がかかっておると聞いております。一筆証文をとってあると聞いておりますけれども、これは当然経費負担をするべきだと、それが通常の商業ベースの考えだと思っています。

それと、分離発注、一括発注と経費の面いろいろと質問しましたけれども、180度違ったということに対して、その辺の弁明ですか、聞いてみたいと思います。

それと、前は確かに透明性がありました。インターネットに載せてオープンにしてありました。今度は全部暗闇の世界です。業者も価格も全く公表されておられません。最低価格がそれから80%から85%に変更になっております。

それと、ジョイントもいつの間にか消えてしまいました。何なんでしょうか。経費の率も私も指摘しましたがけれども、そういう話にはなっていなかったと。

それとこれは、資料でいただいた19年2月9日の国吉病院作成の工事に関するものなんですけれども、これも大分ふざけた話で、途中ですけれども、結果として昨年10月の定例会に議決された継続費の総額を変更せずに事業を進めますと、それはいいんですけれども、できる限り工事費を低く抑える方法をとることにいたしました。こんなのは当たり前のことですよ。今まで大ざっぱだったと。やりたくてやったのかと。発注方式を分離発注から一括発注にすることにより設備工事にかかる経費の削減を図ることにいたします。前に言ったことと180度違います。日本語で言えばこれはペテン師というんですよ。ひどい話ですよ。大体、工事費を抑えるための工事内容を再検討し、省けるものがあれば、とどめ、こんなのは当り前の話ですよ。やっていたなかつたということですよ。いいかげんな設計業者だということですよ。質問ですけれども、なぜ、こういう形になったのかと。入札が不調に終わったのかと。それと、私が言いました分離発注、その業者に対するこれは入札を行っておられませんから、一方的な発注者の責任があると思います。

それと、さっき言った事前公表が今回なくなって暗闇の世界だと。経費等々、質問事項今言いましたので、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それではまず入札の不調と入札方式の変更について、お答えさせていただきます。

建築工事の不調を受け、直ちに検討を行い、今後の対応について方針を立てました。全体事業費及び継続費の総額は変更しないで事業を進めることとし、それを達成するために設計内容の変更を行うとともに、発注を、入札方式等を検討いたしました。発注方法等につきましても、

できる限り工事費を低く抑える方法をとることにいたしました。入札方式は競争性を確保するために、より有効であるとされる制限付き一般競争入札方式とし、また、発注方法を分離発注から一括発注にすることにより設備工事にかかる経費の削減を図ることにいたしました。

入札方式につきましては、1月10日の入札におきましては、公募型指名競争入札を採用し、透明性の確保に努めましたが、今回の入札は資格要件を満たせば入札にだれでも参加できることなどにより、入札の公正性、透明性、競争性を確保するためにより有効であるとされる制限付き一般競争入札を採用することにいたしました。これらの方法をとることにより、業者見積り金額の低価格化を図るとともに、業者間の競争を促すことにより、建物本体工事の増額幅を可能な限り、最小限にとどめるための最善の方法をとらせていただきましたということであります。

入札方式を4分割から一括発注としたというご質問でありますけれども、国保国吉病院公募型指名競争入札公募、平成18年11月27日に公告をした内容であります。入札の執行は国保国吉病院の都合または入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期または取りやめることがある。この場合において異議申し立てをすることはできないと明示しており、取りやめの可能性を含め、入札参加希望者は公募されていることを理解しておりますので、入札準備に要した経費負担はすべきと考えておりません。

8番（瀧口義雄君） 課長、そこで一言あるんですけども、確かに、そこで入札に一筆入っています。一筆入っていますけれども、これはとんでもない話だと思うんですよ。インターネットで入札をオープンにして、こうやりますと。それで一方的に中止しているわけでしょう。確かに一筆入っている。こういうのは日本人は女郎の証文というんですよ。あるいはざびんの証文より悪い。管理者はそれと匹敵しますよ。一方的ですよ。これはだまし討ち。とんでもない話ですよ。当然、経費をもってしかるべきですよ。私は一番これで被害を受けているのは、当然、この自治体もそうです。これだけの経費がかかっているんです。横川に2,100万円の設計変更の追加を出している。それでまたこんなことをやっている。こういうのを泥棒に追い銭というんですよ。これは返してもらいたいですね。自ら管理委託してやったものの失敗をまた2,100万円も持っていくと。これはとんでもない話ですよ。それをだまって、私たちが見過ごすことはできないですよ。続けてください。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 今回の入札不調は、設計コンサルの方が、変更設計業務委託額2,100万円は見直す考えはありますかというご質問にお答えをさせていただきます。

設計技術者の責任は確かにあるものの設計業者の想定外の事態であり、建設業界の動向把握ができなかった状況下での不調で、今回の不調による設計内容の見直しも設計事務所の負担で行っております。

変更設計業務委託料の2,100万円も見積書を徴集し、交渉の結果の金額であり、実際はそれ以上の経費がかかっているということでもあります。今回の設計の内容の見直しについての取り組みは評価できるものと考えております。これらのことにより、設計業務委託料を見直す考えはございません。という回答であります。

8番（瀧口義雄君） 要するに、設計料の変更はないと、2,100万円返さないという答えみたいですね。自らの過誤を認めていれば当然これは返還すべき話だし、それと業者には応分の責任をもって横川設計の管理者は返すべきだと思っています。これは、商業では常識だと思っています。常識のない人が今後どういう形でやっていくかということ、大変不安を覚えます。入札だって、全部変えています。変えている中で、競争原理だって、最初はそういう言い方していました。12月も。今度は制限付き分離発注とか、わけのわからない話です。それの方がよりいいと。どっちを信じたらいいんですか。それともう一つ、オープンの分離価格のときの4分割ですね、その総額が幾らだったのかと。今回の予定価格が幾らだったのかと。設定価格ですね。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、この差益が生じておりますから。今後、補正はあり得ないという考えでこれは念押しですけども。要するに医療器具というのは、補正で出してこられた場合、国吉病院の議員の方は整備にかかわる話ですから拒否はできないと思うんですよ。そういう意味で計画どおりこれがいくのかと。削ったものを補正、補正で15億削っていますから、補正、補正できたら、これは拒否できませんから、その辺の計画どおりいくのかという再確認と、担保にとっておきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 今回の発注に当たって第1回目の設計金額は幾らだったのかということでもありますけれども、合計で38億8,164万円とこれは消費税込みでありますけれども、そういう金額であったと思います。

8番（瀧口義雄君） 今回、41億円ですよ。

保健福祉課長（氏原憲二君） 今回は、予定価格です。

8番（瀧口義雄君） ということは、どこからこの41億円というのを引っぱってきたんですか。

保健福祉課長（氏原憲二君） これは見直しの結果によってですね、その計画がふくらんだということであります。

8番（瀧口義雄君） だから、備品とか、解体工事とか、そういうのをつけてもってきたわけですよ。ということは、どこかを削ったということですから、それは将来的に不足になってくると。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 工事概要の見直しにつきましてではありますが、設計内容の変更につきましては、工事内容の見直しと仕様の変更を行い、できる限り単価見直しによる工事費の増加を少なくするようにいたしました。そして、設計内容の変更に当たっては、病院機能を低下させないようにすることを前提条件に見直しを行いました。工事費を抑えるために工事内容を再検討し、省けるものがあればとりやめ、また、仕様の見直しを行い、工事単価を下げることができる項目について、仕様変更を行い、前設計金額と単価見直し後の設計金額の差を可能な限り少なくいたしました。

工事の内容の見直しであります、主に建築工事としましては、山留工事、仮設条件の見直しをしたと。

擁壁工につきましては、2段擁壁、屋外階段の見直し、躯体工事につきましては、免震ピット、土圧壁の形状見直し、免震ピット廻りの植栽帯仕様の見直しなどを行ったということであります。

また、外装工につきましては、外壁仕上げ、防水仕様の見直し、金属工事の見直し、建具給排水棟周りの見直しを行ったということであります。内装部といたしましては、床仕上げ、壁仕上げ、天井仕上げ、建具仕様の見直しを行いました。電気設備工事につきましては、ケーブル仕様の見直し、弱電端子盤仕様の見直し、総合盤の取りやめ、予備用受電盤取止め、無停電電源装置の見直し。空調設備工事としましては、ダクト、配管保温仕様の変更、配管材質の見直し、衛生設備工事としましては、配管保温仕様の変更、配管材質の見直し、高架水槽仕様の見直し、副受水槽の取止めが主な見直しの内容となっております。

8番（瀧口義雄君） それと、80%から85%へ変更したのとジョイントをなくしたことと、それとこの見直しというのは、昨年9月を基準として積算をしたというものですけれども、そんなの当たり前の話じゃないですか。現状で単価設計するのは、これ腐った証文と同じですよ。言葉は悪いけれども。それと、見直し、見直して御宿中学校の建設のときは隅の隅まで精査したと。皆さんね、建設委員会、教育長はじめ、これ以上削るところはないぐらい皆さん

やって、機能性を高めていったと思うんですよ、経費の面でも。これは全然やっていなくて、じゃぶじゃぶした金でやろうとしている設計じゃないですか。言えばすぐ見直し、何やればすぐ縦横削ると。何も精査していない。入札が不調に終わったら見直すと。どこにその管理機能があるんですか。

大変失礼な話で、これ、質問状を出してありますので、担当課長、大変苦しいと思いますけれども、一応、国吉病院の事務局の方に質問は出してありますので、また聞きで申しわけないんですけども、私の言ったことを伝えてください。泥棒だと。

すみません、80%が85%になったこと、ジョイントを減らしたこと。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 1月の入札は、予定価格を事前に公表されましたが、3月の入札で公表をしない方式に変更した理由と、最低制限価格を80%から85%に変更した理由について、回答を申し上げます。

前回の入札につきましては、設計金額を公表いたしております。これは、入札方式等を検討して時点で予定価格を公表している工事件数も多くあり、公募型指名競争入札を行うに当たり、公募業者に対して設計金額がかなり厳しいものであることを認識した上で、入札に臨んでいただきたいといったことを含めてのことでありました。社会的に談合問題が取り上げられ、国においても対応策が検討され、通達が出されておりますが、その重要部分の一つが、予定価格や設計金額と指名業者の事後公表であります。この通達を踏まえ、できるだけ談合できないようにする必要があると判断し、設計金額の公表は行わないことといたしました。最低制限価格につきましては、県の基準は、土木工事については80%、建築工事につきましては、85%ですが、前回の入札におきましては、できる限り新病院の建物本体工事費を低く抑えたいという考えのもとに、土木工事並みの80%といたしました。しかしながら、不調の結果を踏まえて考えますと、80%とする状況ではなく、県の建築工事最低制限価格と同様の85%が適当であると判断をいたしましたという回答であります。

8番（瀧口義雄君） ありがとうございます。要するに判断ミスだったと。それを素直に認めていないんです。それで2,100万円もっていくと。大変失礼な会社です。そういう中で、談合とか何とか言っていますけれども、西松建設は談合で引っかかっているんじゃないですか。そういう話は聞いていませんか。

それと、先般行われた入札で、設定価格より上に入れた2社がまた指名に入っていると。こんなふざけた会社をどうして入れたんですか。理解に苦しむ。普通はあり得ない世界ですよ。

設定価格はネットで公表されていて、それより上に入れた会社があると。2社しかなくて。それで不調に終わったと。私から言うと、あたけていると、こういうのは言うんですよ。それをまた今回入れたと。どういうことなんですか。談合防止と言いましたけれども、オープンにしているところは、みんな談合なのかと。オープンにして透明性を高めるという前の話ではなかったんですか。全部逆の話になっていますよね。なかなか前の説明と食い違って理解に苦しむんですけども、その辺をちょっとお答え願いたいと思います。

西松建設ですか、今回の。どこか談合で引っかかっていなかったですか。もし、そうでなかったら失礼です。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） まず、1点目の西松建設の談合問題につきましては、申しわけありませんけれども、把握しておりません。

8番（瀧口義雄君） 町長、把握していますか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） その点は充分私も聞きましたけれども、その時点ではないと経緯も聞いてそういう事件はないということで、執行しました。

8番（瀧口義雄君） 新聞に載っていなかったですかね。

町長（井上七郎君） 例えばですね、関西でやっても関東ではないというような、そういうこともありまして、今回の件については、十分に精査してということでありましたけれども、その時点ではないということを確認して執行しましたので。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 今回の入札について事前公表価格を上回る入札業社2社について、入札参加させるべきでないという……

8番（瀧口義雄君） ないのではなくて、させたのはどういう理由かと。

保健福祉課長（氏原憲二君） 建物本体工事の入札は、建築工事、設備工事の設計内容の見直しを行うとともに設備工事を含めた建物本体工事一括発注方式としたことにより、工事内容、入札方式とも前回の入札と異なり、別工事の入札と考えられたと。また、今回採用の制限付き一般競争入札において前回入札にかかわる排除項目を加えることは本入札制度の趣旨である資格要件を満たせば入札にだれでも参加できることになじまないこと、そして、県に問い合わせを行ったところ、排除すべきではないとの見解をいただいたことにより、前回、無効入札業者について、無効入札を行ったことによる本工事の入札参加に対する制限を加えずに、他の業者

と同様な取り扱いといたしました。という回答でございます。

8番（瀧口義雄君） わかりました。県がいいと言ったって県が正しいという判断はしておりません。そういう中で、今回の入札に関しては大変不透明、それと設計価格云々に対しても大変理解しがたいやり方でやって私が心配しているのは、今後の経営がこういう形でいくというのを大変不審に思っています。また、心配しております。今でも国吉病院は果たして必要かなという疑念は払拭できません。そういう中で、今後も御宿町の負担が増えていくと。今後の経営に対してもちょっと質問したいんですけども、なかなか難しいようですけども、難しいというのは、担当課長がまた聞きという形になるので、大変苦しいでしょうし、また、直の話でないと、組合議会の一番の弊害がそこにあると思っています。この入札が御宿町でこういう形であれば、井上町長だったら決して執行しないという私は確信しております。そういう中で、これは大変暗闇の世界で行われた入札であります。そして、その結果、こういう形になってその国吉病院ができていくということに対して疑念を持っています。それでもつくっていったらうんでしょけれども、そういう中で、医療といいながらもそれによって町の負担が大変になってきて、23年の危機を迎えるという話も担当課長は言っております。ぜひとも、そういう形で、今後の経営に関しては、これ以上、負担を増やさないといい形で副管理者とまた組合議員の皆さんにお願いして質問を終わりにします。

失礼いたしました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

なお、10番、小川征議員におかれましては、私用のため退席いたしました。

6番、川城議員の一般質問については本人の申し出により取り下げることとし、ここに報告いたします。

閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成19年第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会におきまして、平成19年度一般会計予算をはじめ、25議案について慎重にご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

ここに成立を見ました平成19年度各予算によりまして、大変厳しい財政状況ではありますが、町政各般にわたり、所期の施策を推進し、町勢の一層の伸長と町民生活の向上発展に寄与してまいりたいと存じます。

なお、会期中、議員各位より賜りましたご意見、ご要望につきましては、今後の予算の執行にあたり、充分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺漏なきよう進めてまいる所存でございます。

どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、3月とはいえ、風まだ寒く、健康には充分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） 議員各位には慎重審議いただき、また、議事運営につきましてもご協力をいただき円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、平成19年御宿町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年5月18日

議 長 伊 藤 博 明

副 議 長 新 井 明

署 名 議 員 白 鳥 時 忠

署 名 議 員 小 川 征